

銀行國營ニ關スル吾界ノ趨勢 六

國政研究會

昭和九年十



群  
中

保存用

銀行國營に關する世界の趨勢 六

第二編 アメリカ  
第三十章—第三十三章

國政研究會

6662

注意事項

- 資料は大切に扱ひましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話 (0272) 3008 番

1645  
1367  
298

昭和九年拾月拾壹日印

昭和九年九月廿日  
場

第三十章 一九三三年銀行法の制定 ..... 一三六七

一 金融稍々緩和 ..... 一三六九

二 四月十五日現在の銀行再開状況 ..... 一三七二

三 一九三三年銀行法の制定 ..... 一三八一

(1) 一九三三年銀行法の要綱 ..... 一三八三

(1) 銀行預金保険制度 ..... 一三八四

(A) 會社の資本 ..... 一三八四

(B) 社債發行 ..... 一三八五

(C) 會社の管理 ..... 一三八五

(D) 會社の業務 ..... 一三八五

(E) 暫定的預金保険制度 ..... 一三八八

(2) 加盟銀行預金の利子禁止及制限 ..... 一三八九

(3) 投機防止及子會社の制限 ..... 一三八九

(4)	聯邦準備制度の政治的支配の増大	一三九三
(5)	其他	一三九四
(ロ)	一九三三年銀行法の全文	一三九五
四	一九三三年銀行法に對する非難	一五三四
(イ)	銀行預金保險	一五三五
(ロ)	預金利率制限	一五四一
五	一九三三年銀行法の支持	一五四二
第三十一章	休銀の凍結預金整理	一五四三
一	全國銀行の狀況	一五四五
二	大統領の通貨政策に轉換	一五四七
三	一般銀行家の聯邦預金保險條項 反對と銀行規約の採擇	一五四八
四	休銀預金整理部設置	一五五〇

五	其の後の銀行狀況	一五五二
六	聯邦預金保險制度の実施	一五五三
(イ)	聯邦預金保險會社の設立	一五五三
(ロ)	聯邦預金保險基金の活動	一五五四
(ハ)	預金保險の暫定保險率施行期間 の延長	一五五五

第三十三章 新金融政策

一	中小銀行の自己整理により中小工業 者への金融梗塞	一五五七
二	國際金融業者の取締	一五五九
三	銀行優先株の買収	一五六一

四、ルーズベルト大統領政府下における

復興金融會社

一五六六

(イ) 融資能力の限度

一五六七

(ロ) 會社の業績

一五七二

(A) 一九三二年一月二十二日の會社開業

日から一九三三年三月三十一日に至りま

での業績 ..... 一五七二

(1) 會社の運轉資金

一五七二

(2) 融資の概況

一五七三

(3) 融資額の内譯

一五七四

(4) 銀行其他の金融機関及鐵道

に對する融資の内譯 ..... 一五七六

(5) 鐵道目的別融資内譯

一五七八

(6) 回收額の内譯

一五八〇

(7) 貸付利率

一五八一

(B) 一九三二年一月二十二日より一九三三年

十二月三十一日に至りまでの會社業績 ..... 一五八二

(1) 融資額

一五八二

(2) 融資額の内譯

一五八三

(3) 融資額の區分

一五九〇

(4) 融資兼認額の形式的内譯

一五九一

(5) 融資兼認取消額の内譯

一五九三

(6) 法律による割當の實際拂出額

一五九四

(7) 法律による割當の實際拂出額の區分

一五九九

	(8)	會社の拂出總額	一六〇〇
	(9)	會社資金	一六〇一
	(10)	會社の收支計算	一六〇八
五	(ハ)	復興金融會社の貸付期間延長	一六一〇
		金融機関の新設及新融資の計畫	一六一三
	(イ)	貿易の伸張を期する米國の 関稅法改正	一六一三
	(一)	貿易の伸張策	一六一四
	(二)	五割限度の關稅改訂	一六一五
	(三)	三年で期限満了	一六一七
	(ロ)	輸出入銀行の創設	一六一九
	(A)	ワシントン輸出入銀行の創設	一六一九
	(B)	對キューバ輸出入銀行の設立	一六二一
	(ハ)	中小産業直接融資法の制定	一六二三
	(ニ)	再融資債券の元金保証	一六二八
	(A)	農業再融資債券保証法	一六二九
	(B)	住宅所有者融資會社債券保証法	一六三〇
六		通貨膨脹の限度	一六三一
	一	農村救済法	一六三二
	二	国家産業復興法	一六三三
	三	住宅所有者貸付法	一六三三
	四	復興金融會社の融資限度	一六三三
	五	一九三三年銀行法	一六三三
	六	旱害救済法	一六三四

七 旱害救済法制定

一六三三

第三十三章

銀行國家管理又は國營の

必然的運命

一六三七

一 銀行國家管理又は國營への途

一六三九

二 其の第一歩

一六四〇

三 中央銀行設立についての輿論

一六四〇

(イ) 州立銀行と廢し聯邦政府の統制下

に置くの説

一六四一

(ロ) 準銀と廢し聯邦政府の直轄下に

中央銀行設立するの説

一六四一

四 經濟安定方法としての銀行國有説

一六四三

第三十章 一九三三年銀行法の制定

金融稍々  
緩漫

此の間ルーズベルト大統領は金の退蔵及び輸出の禁止をなし遂に金本位制を離脱し一方「新計畫」を策した。此の点に關しては既に詳述したるを以て之を省畧する。

斯くて三月末日（一九三三年）より四月に亘つて米國金融界は次第に緩漫化の現象顯著と存つた。今ニユーヨーク聯邦準備銀行の公定割引歩合を見るに彼の一般的銀行休業の直前たる三月二日は其の切迫せる情勢に驅られて割引歩合をニ歩半より一舉三步三半に引上げたが以未僅に五週間を経た四月七日には之を三步に引下げたのである。而して此の公定割引歩合は其の後



一九三三年

五月二十五日

二歩半

九月十九日

二歩

一九三四年

二月一日

一步半

と存った。

次にニューヨーク聯邦準備銀行の加盟銀行への貸出額を  
見るに三月八日の

七七二、七六二 千弗

より四月五日には

一一五、六一五

と激減を示してゐる。斯くの如く一方においては異常な  
る金利の低下を見つゝ、他方聯邦準備銀行の貸出額の激減

を見たるは米國において所謂臨時資金の必要を見ざるに  
到つたこと即ち三月末より四月初にかけて、米國金融界は  
極めて迅速に一般的銀行破綻によつて誘發せられた硬塞  
以前の異常なる資金の緩漫状態へと復歸しつゝ、あること  
を意味するのである。然しながら資金の過剰現象が唯單  
に臨時資金の無用化を招来したのみならず更に一般的な  
資金の就業不能若は怠惰状態を現出した事實を見逃して  
はならない。

四月十五日

一九三三年三月末日

四月十五日  
現在の銀行  
再開状況

二

進んで三月末日（一九三三年）以後における休業銀行の業務再開状況を見るならばそれは極めて圓滑なる進展振りを示してゐる。従つて銀行に関する政策の中心問題は愈々再開不能銀行の整理といふ點に集中せられたのであつて、それは聯邦準備銀行よりの融資及び弱小銀行の合併其の他の方法による支拂能力の改善と銀行の資産、帳簿、其の他に關する調査証明による整理作業を包含してゐた。米國全土を通じて所謂弱小銀行の合併集中の現象が相當頻繁に行はれたであらうことは後掲の開業銀行一覽表によつても推察せられるが銀行の内容調査の一例として興味深いのは既に幾多か問題となつた。ニユーヨーク市のハリマン・ナシヨナル銀行信託

會社の整理問題である。此の銀行に対しては夙に緊急銀行法の規定に基き保全官の任命を見たのであるが、遂に四月九日（一九三三年）に到つて財務長官より前記銀行の預金拂出計畫の公表を見るに到つた。其の計畫の大要はマヌファクチュアーズ信託會社を財務省の代理機關としてハリマン銀行の預金拂戻の任に當らしめ一方之が支拂の補填策として前記銀行の資産流動化と共に其の手形交換所に対する債権及び株主其の他に対する債権を復興金融會社よりの貸付を擔保とするものとして之に歸屬せしめ得るといふのである。四月十五日における全國銀行業務再開状況は

準備區	休日前開業数	無制限再開数	制限附再開数	未再開数
ボストン	三六七 <small>行</small>	三〇七 <small>行</small>	一四七 <small>行</small>	六〇 <small>行</small>
ニューヨーク	八二八	六七五	一四七	六
ヒラデルヒア	六八七	五八七	八五	一五
クリーブランド	六三一	四六八	一	一六二
リツチモンド	三八八	二八六	一	一〇一
アトランタ	三一六	二六八	四四	四
シカゴ	七七四	四六七	二七〇	三七
セントルイス	四二七	三二二	五六	四九
ミネアポリス	五三九	四五九	七五	一
カンサス市	七六九	六九二	一	七八

全國銀行業務再開状況一覽表  
 加盟銀行の部

(一九三三年四月十五日現在)

区分	加盟銀行	非加盟銀行	計
休日前開業数	六、七三六 <small>行</small>	一、一四三 <small>行</small>	一、八七一 <small>行</small>
無制限再開数	五、四四三	七、六五四	一三、〇九七
制限附再開数	六八〇	三、〇一二	三、六九二
未再開若は整理数	五四三	六四六	一、一八九
廢業し又は合併せられたるもの並に状況不明の数	七〇	一二三	一九三

にして其の詳細は左の如くである。

州名	休日前開業数	無制限再開数	制限附再開数	未再開若は整理数
アラバマ	一五六行	一三四行	二二行	一行
アリゾナ	一三	一	一	不明
アーカンソー	二六〇	一七〇	不明	不明
カリフォルニア	一七三	一五六	一五	二
コロラード	一〇二	六五	一七	二〇
コネクチカット	一六九	一六六	二	一
デラウェア	三九	三七	二	一
フロリダ	一一六	九九	二	四
ジョージア	二二八	一九	一	九
アイダホ	六九	五六	一	一三
イリノイス	七〇四	四四一	三	二六〇

非加盟銀行の部

準備区	休日前開業数	無制限再開数	制限附再開数	未再開数
ダラス	五七四行	五三一行	二行	三一行
サンフランシスコ	四三六	三八一	一	不明
計	六七三六	五四四三	六八〇	五四三

備考

一、(a) は保全官の管掌に属する  
 二、(b) は内四一行は保全官の管掌に属する  
 三、(c) は内六六行は保全官の管掌に属する

ペンシルヴァニア	オレゴン	オクラホマ	オハイオ	北ダコタ	北カロライナ	ニューヨーク	ニューメキシコ	ニューシヤシー	ニューハンプシヤ	ネヴアダ	ネブラスカ	モンタナ
不明	八六	二五四	五三三	一四九	三二二	三二二	二二二	一九八	六四	六	四二〇	九五
不明	五七	一八三	三七八	一〇一	二二三	二九九	二〇〇	一七九	一三	五	二三二	八一
不明	二三	六九	(b) 一四五	四八	九七	七	二	一八	五一	一	一八八	五
不明	三	一	一〇		二	一六		二六				九

インディアナ	アイオワ	カンサス	ケンタツキ	ルキジアナ	メーソ	メリーランド	マサチユセツ	ミシガン	ミネソタ	ミシシッピ	ミゾリー
五〇四	六二六	六〇五	三五三	一五六	六九	一三七	八二	四三六	五四五	二一六	七三六
	二四三	五六四	三二六	一一九		七〇	二七	一九七	三二九	一八三	五四〇
四九五	三八三	二〇〇	二〇〇	三二	(a) 二一八	五九	五〇	二一八	二〇六	一	一五五
九		二〇	七	五	二一	八	五	一	七	六	四一

休日前開業数

無制限再開数

制限附再開数

未再開若は整理数

州名	休日前開業数	無制限再開数	制限附再開数	未再開若は整理数
ロードアイランド	一七行	一七行	一行	一行
南カロライナ	一三六	一〇一	八	二七
南ダコタ	一六四	一四二	一	二
テネシ	三〇五	二九五	一	八
テキサス	五二五	四八九	三〇	二
ユタ	五九	五五	一	三
ヴァーモント	五五	一	五二	三
ヴァージニア	二三二	二二	一	七
ワシントン	一五九	一〇九	四七	三
西ヴァージニア	一二七	一〇六	一五	六
ウイスコンシン	六三八	六二	四一四	五〇
ワイオミング	四五	四三	一	二

計	一一、四三五	七、六五四	三、〇一二	六四六
---	--------	-------	-------	-----

備考

一、(a)は保全官の管掌に属する  
 二、(b)は内へ七行は保全官の管掌に属する

三

一九三三年銀行法の制定

これまでの対策は應急的のものであつたが、これが一應落ち着くと擡頭して来たのは銀行制度の改革である。今までのやうに頻繁に銀行が倒れては預金者たる民衆の苦痛が甚しいので結局「銀行不信用」の問題が始終起つて、何時までたつても金融界の安定を望むことが出来ぬ。

又従来の如く銀行が投機に關係するときは依然として金融恐慌惹起の虞がある。

故に預金に対し或る保證を與ふると共に銀行は投機抑制のため證券會社と絶縁せしめ且つ株式取引所の會員投資會社又は證券仲買人に対する株式金融を抑制するの必要が起つたのである。

既に三月十日(一九三三年)ナショナル、シチー銀行、チエリス、ナショナル銀行等は進ぐ其の證券取引子會社の分離を聲明したのである。

斯くて本特別議會においては五月十日上院議員グラス氏と下院議員スチガール氏によつて「一九三三年銀行法」がそれ／＼兩院に提出せられた。

元来此の法案は一九三一年一月以来上院通貨銀行委員會

において審議せられて居り、翌一九三二年三月第七十二議會に提出せられ翌年一月上院を通過したるも下院において審議未了となりたるものゝ、本特別議會においては、これに預金保證及び私立銀行監督の項を追加したるものを提出せられ、六月十六日議會閉會間際に成立したものである。而してルーズベルト大統領は即日之に署名し公布したのである。



14) 一九三三年銀行法の要綱

一九三三年銀行法は聯邦準備制度創設以来の重要銀行立法であつて銀行資産の一層有利にして且つ一層有效なる利用を規定し、銀行相互の統制を調節し、投機的取引への資金の不當なる流用を防止すること

を目的とするものである。今其の要綱を擧ぐれば左の如くである。

一九三三年銀行法要綱

(1) 銀行預金保険制度

銀行預金保険のための聯邦預金保険會社を設立し一九三四年七月一日より開業する、それまでの暫定的措置として一九三四年一月一日より暫定聯邦預金保険基金が會社内にて設けられる。(大統領は此の暫定制度の實施期間を一年間延長し、其の間恒久的的制度的實施を見合せようとする提案に同意した)

(A) 會社の資本

資本金は最初四億五千萬弗とし増額し得る、此の内政府の出資は一億五千萬弗、聯邦準備銀行の出資は一億五千萬弗にして民間銀行出資は一億五千萬弗で

ある

(B) 社債發行

會社は資本金の三倍まで社債を發行することが出来る

(C) 會社の管理

會社の管理は理事三名よりなる理事會に委任される、理事の内一名は通貨監理官とし他の二名は上院の同意を得て大統領之を任命し任期は六年とする。理事の内一政黨に属する者は二名を超えなことを得ないものである。

(D) 會社の業務

會社は休業銀行の資産の買入、保有及び現金化並に加入銀行の預金を保證することを業務とする。



預金の保険 會社は加入銀行が支拂不能に陥つた際、預金者に對して左の割合を以て預金の拂戻を行ふ。

預金 一萬弗以下 一〇〇%

同 一萬弗を超之五萬弗以下 七五%

同 五萬弗を超ゆる部分 五〇%

其の支拂方法として會社は休業銀行の資産に對する保證附預金者の権利の全部繼承して所謂レシーヴァーとなり、一方休業銀行の保證附預金債務は新に國法銀行を創設して之を繼承せしめ、會社は右の率による支拂所要資金を交付する。此の新設國法銀行は専ら保證附預金の支拂に當るが、事情によつて新に預金を受入れて獨立の銀行となるか、他の銀行と合

併するか又は預金支拂後解散する。

休業銀行の資産整理其他の業務 會社は右の如くして休業銀行のレシーヴァーとなり、資産の現金化、重役及び株主の責任追求を行ひ保證支拂金の回収に努める。此の結果差引損失となる場合には其の損失額を預金保證勘定に計上し、損失額累計が加入銀行預金總額の $\frac{1}{4}$ %に達するときは、更に各行から其の預金額の $\frac{1}{4}$ %を徴收して損勘定を整理する。其の他會社は

休業の危険ある銀行に融資して之を援助し

休業中の銀行のレシーヴァーに融資を行ひ

國債に投資し

並に政府の財務代理人となることを得る

## (E) 暫定的預金保険制度

會社は一九三四年七月一日より開業するのであるが、それまで暫定的措置として會社内にて暫定聯邦預金保険基金が設置される。それは加入銀行の預金に付き各預金者に対し二千五百円まで保證する。加盟銀行は當然之に加入し、非加盟銀行も申込によつて加入を許可せられる。加入銀行は其の預金額の $\frac{1}{2}$ を出資し、半額は即時拂込、残り半額は要求次第拂込むものとする。尚以上の出資を以てしても不足を生ずる場合には、更に既往出資額を超過せざる範圍で追加出資を命ぜられる。然し一九三四年七月一日以前に此の基金に剩餘ある

場合には返却せられ、此の基金は消滅し、會社が之に代ることとなる。此の基金は會社によつて管理される。

## (2) 加盟銀行預金の利子禁止及び制限

銀行預金の利子禁止及び制限を規定した。即ち加盟銀行は其の方法の如何を問はず直接又は間接に其の當座預金（期限九十日以内）に利子を支拂ふことを得ない。定期預金の利子は聯邦準備局令を以て制限する。而して聯邦準備局は十一月一日（一九三三年）より定期預金並に貯蓄預金に對する利子の最高限度を年三分と定むる旨九月六日通達した。

又銀行における政府預金は無利となつた。

## (3) 投機防止及び子會社の制限

一九三三年銀行法の多数の規定は明かに、一九二九年の崩

壞前の投機的狂乱の再發を防止しやうとしてゐる。投機蔓延時代に聯邦準備當局は銀行が聯邦準備銀行より借入をなしてゐる間は銀行に對して投機的貸出を差控ふべきことを要求することを得るといふ態度を取つた。然し本法は加盟銀行の資金の出所如何に拘らず聯邦準備當局は加盟銀行の全投資政策を統制し得ることを規定した。又本法の多くの規定は持株會社による銀行支配の増大並に銀行と證券會社との密接なる關係の結果、米國銀行制度に替入した弊害の除去を目論んでゐる。此等の目的を有する規定を列擧すれば凡そ左の如くである。

(一) 一九三四年六月十六日以後においては、加盟銀行は證券會社と親子關係に入ることを得ない。  
預金を受入れらる私立銀行も同様である。

(二) 一九三四年六月十六日以後においては、シンダケート

ト参加等によりて株式其他の證券の發行引受、賣却若は分配に従事せる者が、同時に預金者の要求に基きて拂戻すべき預金の受入等に従事することを得ない。

(三) 證券會社以外の子會社を有する銀行は其の關係を明かにせる報告書を年三回準備局に提出することを要する。

(四) 加盟銀行の其の一子會社に對する貸出限度は該加盟銀行の資本金及び積立金の一割とし、其の一切の子會社に對する貸出限度は其の資本金及び積立金の二割とする。

(五) 一九三四年六月十六日以後は加盟銀行の重役数は五人以上二十五人までとする。  
(米國大銀行の重役数は概ね之よりも多数で證券會社の重役を兼ねる者が多かつた。)

(ハ) 加盟銀行は非金融機関が證券仲買人又は取引業者に貸付をなす場合における仲介機関又は代理機関とならざることを得ない。

(ニ) 聯邦準備局は加盟銀行の證券擔保貸付の限度を該銀行の資本金及び積立金の割合を以て隨時決定するに之を得る。

(ホ) 一九三四年一月一日以後は加盟銀行の重役及び其の他の職員は聯邦準備局の許可を得ずして證券の賣買若しは取引を主たる業務とする會社等の職員を兼ねることを得ない。

又加盟銀行は聯邦準備局の許可を得ずして是等の會社等のため取引銀行の職務を行ふことを得ない。而して是等の會社等も亦聯邦準備局の許可を得ずして加

盟銀行のため預金として資金を保有することを得ない。

(リ) 一九三四年一月一日以後は合衆國の法律に基きて組織せられ若し營業する一切の銀行、銀行業會社若しは信託會社の重役及び其の他の職員は同時に他の會社の重役又は職員を兼ねることを得ない。

(ハ) 加盟銀行は自行の業務執行員に対して貸付又は其の他の方法により信用供給をなすことを得ない。

(4) 聯邦準備制度の政治的支配の増大

一九三三年銀行法を通じて聯邦準備局により大きい権限が附與された。斯くして聯邦準備制度創設以來生長

しつゝ、あつた聯邦準備制度の政治的支配は強化した、  
なぜならば聯邦準備局は議會と連絡を持ち又財務長官  
及び通貨監理官を通じて政府と連絡を持ってゐるから  
である。

銀行信用の投機的使用に対する統制に加ふるに、聯邦  
準備局の公開市場政策に対する統制が相當強化された。  
而して聯邦市場委員會が設けられた。  
聯邦準備銀行は聯邦準備局の採擇する規則によるにあ  
らざれば公開市場政策を行ふことを得ない。  
又聯邦準備銀行は外國銀行との間に取引又は其の商議  
をなすには聯邦準備局の監督を受け其の條件及び制限  
に服する。

(5) 其の他

一九三三年銀行法は又今後設立する國法銀行資本最低  
限度を十萬弗に上げた。但し人口六千人以下の地にお  
いては五萬弗以上とし、人口五萬人以上の市において  
は二十萬弗以上とした。  
支店制度は極めて限られたる範圍における場合を除き  
依然として制限せらる。  
又相互貯蓄銀行に聯邦準備制度加盟の資格を附與した。



一九三三年銀行法の全文は左の如くである

一九三三年銀行法の全文

一九三三年銀行法 (一九三三年六月十六日)

銀行資産の一層有利にして且つ一層有效なる利用を規定し

銀行相互の統制を調節し、投機的取引への資金の不當なる  
流用を防止すること及び其の他の目的のための法律

本法は亞米利加合衆國上下兩院之を制定す。本法の畧稱  
を「一九三三年銀行法」となす

第二條 本法並に本法により改正せられたる法律の一切

の規定に於て使用せらるる「

(a) 「銀行」、「國法銀行」、「國法銀行業會社」、「加盟銀

行」、「準備局」、「準備區」及び「準備銀行」なる語は

聯邦準備法第一條に於て是等の語に附せられたる意味

を有するものとし

(b) 特に別段の規定をなさざる限り「子會社」なる語

は會社、事業トラスト、協會若は其の他類似の組

織にして、(1) 一の加盟銀行により直接若は間接に其

の決議権付株式の過半数又は其の取締役、受託者其の

他類似の機能を遂行する者の最近の選舉に於ける投票

株式の五割以上を所有若は支配せられ、又は何らかの

方法により取締役、受託者若は其の他類似の機能を遂

行する者の過半数の選舉を支配せらるるもの、(2) 一

の加盟銀行の株式の過半数又は該銀行の取締役の最近

の選舉に於ける投票株式の五割以上を所有若は支配す

る株主によつて、又は斯かる銀行の株主のため受託者

によつて、株式所有又は其の他の方法により直接若は

間接に支配せらるるもの、(3) 其の取締役、受託者若

は其の他類似の機能を行ふ者の過半数が一の加盟銀行

の取締役たるものを包含するものとし

(c) 「持株會社」なる語は會社、事業トラスト、協會若  
は其の他類似の組織として、(1)一の加盟銀行の株式  
資本の過半数又は一の銀行の取締役の最近の選舉にお  
ける投票株式の五割以上を所有若は支配し、又は何ら  
かの方法により一の銀行における過半数の取締役の選  
舉を支配するもの、(2)其の株主又は加盟者の利益の  
ために一の加盟銀行の株式の總て又は殆んど總てが受  
託者によりて保有せらるゝものを包含するものとす。  
第三條 (2) 聯邦準備法第四條「第八」號の後の第四項C、  
S.C. 第十一章第三百一條は之を次の如く改正す——  
前記重役會は公平無私且つ一若は二以上の何れの加盟  
銀行のためにも差別的待遇をなさずして前記銀行の業  
務を管理すべきものとし、且つ法律及び聯邦準備局の

命令の規定に遵ひ各加盟銀行に対し他の加盟銀行の請  
求及び要求、健全なる信用状態の維持及び農、工、商  
業の資金融通に関し適當なる考慮を拂ひたる上にて安  
全且つ正當になし得る割引、貸付及び融通をなすこと  
を得。聯邦準備局は加盟銀行に対してなし得べき割引  
貸付及び融通の條件に関し本條の制限内において更に  
一段の規定をなす規則を定むることを得。各聯邦準備  
銀行は證券、不動産若は商品の投機的買置若は取引又  
は其の他健全なる信用状態の維持と兩立せざる如何な  
る目的のためにも銀行信用の不當なる使用がなされつ  
ゝありや否やを確める目的を以て其の加盟銀行の貸付  
及び投資の一般的性質及び額に関する情報を受け、且  
つ貸付、再割引若は其の他の信用融通の許與若は拒否

を決定するに際して前記情報を考慮すべきものとす。  
 聯邦準備銀行理事會會長は一切の加盟銀行による前記  
 銀行信用の不當なる使用に就き自らの勸奨を添へて聯  
 邦準備局に報告すべし。聯邦準備局の判断により加  
 盟銀行が斯かる不當なる銀行信用の使用をなしつゝあ  
 りと認めらるゝ場合においては、準備局は其の裁量に  
 より相當期間の豫告をなし且つ聽問の機會を與へたる  
 後、該銀行に對し聯邦準備制度の信用利便の使用を停  
 止し、且つ斯かる停止を隨時解除若は更新することを  
 得。

(b) 聯邦準備法第四條(D.S.C. 第十二章第三百四條)の  
 「聯邦準備局は分類すべし」なる語を以て始る項を改  
 正し其の第五段末尾の「B種理事」なる語の直後に

「C種理事」及び「D種理事」の句を追加す

但し同一の聯邦準備区内における二若は二以上の加盟  
 銀行が同一の持株會社と親子關係に在る場合において、  
 斯かる加盟銀行による前記の指名若は選任への参加は  
 其の目的のために前記持株會社によりて指名せらるゝ  
 前記銀行中の一銀行に限定せらるべし。

第四條 聯邦準備銀行法第七條(D.S.C. 第十二章第二百八  
 九條)は一九三三年七月一日以後之を次の如く改正す

一聯邦準備銀行の必要なる一切の経費を支辨若は給與  
 したる後、株主は拂込株式資本に就き年大分の累積配  
 當を受くることを得。前記配當の請求を悉く充足した  
 る後、純利益は之を聯邦準備銀行の剩餘基金に繰入る



べし。

第五條 (a) 聯邦準備法第九條第一項 (U.S.C. 第十二章第  
三百二十一條、第六附録第十二章第三百二十一條) を  
改正し「合衆國」なる語の直後に「コンマ」及び次の  
句を挿入す —

モリス案銀行及び其の他同様の業務に従事する法人  
組織の金融機関を含めて。

(b) 聯邦準備法第九條第二項を改正し其の末尾に次の  
句を追加す —

但し本條の規定は國法銀行が支店を設置すると同様の  
條件及び制限に遵ひて州法銀行が合衆國又は其の屬領  
若は島嶼地又は外國において支店を設置することを何  
ら禁止するものに非ず。

(c) 聯邦準備法第九條 (U.S.C. 第十二章第三百二十一  
條 — 第三百三十一條、第六附録第十二章第三百二十  
一條 — 第三百三十二條) を改正し其の末尾に新に次の  
諸項を追加す —

株式資本を有せざる一切の相互貯蓄銀行へ其の他資本金  
が一切の他の預金より分離せられ且つ課税及び配當支拂の  
ための株式資本と見做さるゝ、週極め其の他の定期預金よ  
り或る總ての金融機関を含むにして同地点において國法銀  
行を組織するため必要とする資本金額以上の剩餘及び未  
配當利潤を有するものは州法銀行及び信託會社と同様の方  
法により且つ同様の法律規定に遵ひて聯邦準備制度に加盟  
することを申請し且つ許可せらるゝことを得、但し斯かる貯蓄  
銀行は其の聯邦準備制度に加盟する以前における最終の

検査報告に示されたる總預金債務額の十六分の六八  
セントに等しき聯邦準備銀行の株式資本に應募す  
べきものとす。其の後に於ては斯かる應募は同様の  
比率に基き聯邦準備局の定むる規程並に規則に遵ひて  
半年毎に調整せらるべし。前記加盟申請をなせる相互  
貯蓄銀行が其の組織の基礎法律により聯邦準備銀行の  
株式を購入することを禁止せられ居る場合においては、  
該銀行は加盟を許可せらるゝに當り株式資本に應募す  
るために支拂ふことを要すると等しき金額を聯邦準備  
銀行に預託すべし。其の後に於ては斯かる預託は株  
式應募と同様の方法により半年毎に調整せらるべし。  
前記預金は排戻しに關して他の加盟銀行による株式資  
本への應募排込金額と同様の條件に服し、且つ聯邦準

備銀行は其の現在発行に係る株式資本に對し實際に配  
當を支拂ふと同一の歩合により該預金に對して利子を  
支拂ふべし。前記貯蓄銀行の基礎法律が相互貯蓄銀行  
に對し聯邦準備銀行株式に應募する権能を附與する如  
く改正せられたる場合においては、斯かる貯蓄銀行は  
相當額の聯邦準備銀行株式に應募すべく、且つ株式資  
本に對する排込に代へるものとして前に規定したる預  
金は斯かる應募に充當せらるべし。前記法律が斯かる貯  
蓄銀行の加盟許可以後州若は地方立法部の次の會期に  
おいて相互貯蓄銀行に對し聯邦準備銀行株式を購入す  
る権能を附與する如く改正せられず、又は斯かる法律  
が前記の如く改正せられたるも斯かる銀行が其の後六  
箇月以内に前記株式を購入することを怠りたる場合に

おいては、當該銀行の加盟銀行としての権利及び特権は總て剥奪せられ、且つ其の聯邦準備制度の加盟者たる資格は加盟州法銀行及信託會社に關し本條の他の部分において規定せられたると同様の方法により消滅すべし。斯かる相互貯蓄銀行の各々は加盟州法銀行及び信託會社に適用せらるゝ法律の一切の規定、聯邦準備局の規則及び斯かる銀行が加盟を許可せらるゝに當り定めらるゝ加盟者たるの條件に服すべきものとす。但し株式資本に關し以上において別段の規定をなしたるものは此の限りにあらず。本條の規定に遵ひて加盟者たる資格を取得したる各々の銀行は年三回を下さざる報告を其の子會社にして加盟銀行ならざるものより受け且つ其の管區の聯邦準備

銀行及聯邦準備局に提出すべきものとす。前記報告は聯邦準備局の定むる形式を備へ、前記子會社の社長の宣誓若しは證言又は其の重役會が該報告を證明するため指名したる他の職員の宣誓若しは證言により證明せられ、且つ親子關係に在る加盟銀行の狀況報告のために聯邦準備局によりて定めらるゝと同一日に於て以下に規定する情報を明示するものなることを要す。子會社の斯かる報告の各々は親子關係に在る加盟銀行の之に相當する報告と同時に本條の規定に遵ひてなさるべきものとす。但し正當の理由ある場合に於ては聯邦準備局は其の裁量により斯かる期間を延長することを得。斯かる報告の各々は聯邦準備局の判断により前記子會社との關係を限なく明示し、且つ準備局が當該銀行の

業務に及ばす前記関係の影響を予知するに必要なる情報を含むべきものとす。子會社の斯かる報告は前記銀行自身の状況報告を支配すると同一の條件に遵ひて該銀行に依り公表せらるべきものとす。

前記親子関係に在る加盟銀行は其の聯邦準備銀行若しは聯邦準備局の見解により當該加盟銀行の状況に關する十分にして且つ完全なる知識を得んがために必要とせらる附加的報告を前記子會社より受くべきことを命ぜらるゝことあるべし。斯かる附加的報告は聯邦準備銀行及び聯邦準備局に送付せらるべきものとし、且つ聯邦準備局の定むる形式を具備すべきものとす。

前記親子関係に在る加盟銀行にして本條の前二項に規定したる報告を其の子會社より受け且つ之を提出する

ことを怠りたるものは斯かる不履行の繼續する間一日につき百弗の料料に處す。該料料は聯邦準備局の指圖に遵ひ當該加盟銀行の所在準備區における聯邦準備銀行により訴訟若は其の他の方法によりて徴收せらるべし。本項並に本條の前數項に用ひられたる「子會社」なる語は子會社は素より持株會社をも包含するものとす。加盟州法銀行は投資證券及び株式の購入、賣却、引受及び保有に關しては國法銀行の場合に於て改訂法典第五千百三十六條「第八項」により適用せらるゝと同一の制限及條件に服すべきものとす。

一九三三年銀行法の制定後一年を経過したる後においては加盟州法銀行の株式を代表する如何なる證券と雖も加盟銀行、又は本條の效力発生日に存在し且つ斯か

る加盟州法銀行の營業用建物の保有を唯一の目的とする會社以外は一切の會社の株式を代表せず、且つ斯かる銀行の株式を代表する一切の證券の所有、賣却若しは移轉は何ら加盟銀行以外は一切の會社の株式を代表する證券の所有、賣却若しは移轉によりて條件附けらるることなし。

持株會社と親子關係に在る各加盟州法銀行は聯邦準備局の定むる期間内に前記持株會社が國法銀行の持株會社の場合において改訂法典第五千四百四條に基きて適用せらるゝと同一の條件及び制限に服すべきものとす。斯かる協定を斯かる持株會社より得べきものとす。斯かる各協定の謄本は之を聯邦準備局に提出すべし。持株會社と親子關係に在る加盟州法銀行が前記所定期間内

に斯かる協定を得ることを怠りし場合においては、聯邦準備局は當該銀行に對し其の聯邦準備銀行株式の引渡及び本條に規定せられたる聯邦準備制度の加盟者たる一切の権利及特權の喪失を要求すべし。

聯邦準備局が斯かる持株會社の投票許可を撤回したる場合において、常は聯邦準備局は其の裁量により當該持株會社と親子關係に在る一部若しは全部の加盟州法銀行に對し其の聯邦準備銀行株式の引渡及び本條に規定せられたる聯邦準備制度の加盟者たる一切の権利及び特權の喪失を要求すべし。

聯邦準備局によりて選任若しは承認せられたる検査官は加盟州法銀行の検査と關聯して前記銀行と其の子會社との關係及び斯かる關係が當該銀行の業務に及ぼす效

果を限なく明示するに必要なる前記銀行の一切の子會社の内容に關する検査を行ふべし。加盟州法銀行の子會社の検査に要する経費は聯邦準備局の裁量により前記銀行に割り當つることを得べく、斯く割り當てられたる場合においては當該銀行之を支拂ふべきものとす。前記子會社の検査過程において要求せられたる情報の提供を拒みたる場合、又は斯かる検査を受くることを拒みたる場合、又は前記の如く割り當てられたる経費の支拂を拒絶したる場合においては聯邦準備局は其の裁量により前記子會社と親子關係に在る一部若は全部の加盟州法銀行に對し其の聯邦準備銀行株式の引渡及び本條に規定せられたる聯邦準備制度の加盟者たる一切の権利及特権の喪失を要求することを得。

第六條 (2) 聯邦準備法第十條第二項 (D.S.C. 第十二章第

百四十二條) は之を次の如く改正す――

財務長官並に通貨監理官は其の在職中及び其の後二年間は何れの加盟銀行においても職務地位若は事務に就くことを得ず。任命による聯邦準備局委員は其の在職中及び其の後二年間は一切の加盟銀行において職務地位若は事務に就くことを得ず。但し本制限は任期満了したる委員には之を適用せず。本項の改正が效力を生じたる時在職中の任命による聯邦準備局委員の任期満了したる場合においては、大統領は其の裁量により斯かる委員の後継者の任命に際して十二箇年を超えざる任期を定むべし。但し各二年に就き任期満了する任命による委員の数は一人を超ゆることを得ず。其の

後においては任命による委員は各々其の前任者の任期満了後十二年間在職するものとす。斯かる任命委員大  
 名中より大統領は一名を聯邦準備局總裁に指令し一名  
 を副總裁に指令すべし。聯邦準備局總裁は聯邦準備局  
 の監督の下に其の職務執行官吏たるものとす。各聯邦  
 準備局委員は任命の通知を受けたる後十五日以内に就  
 任の宣誓及署名をなすべし。

(b) 聯邦準備法第十條第四項(D.S.C.第十二章第二百四  
 十四條)は之を次の如く改正す——  
 準備局の本局は之をコロムビア區に置く。財務長  
 官は準備局の會議において議長となり、財務長官不在  
 の場合は總裁之に代つて議長となるべし。財務長官及  
 び總裁共に不在の場合は副總裁議長となるべし。財務

長官、總裁及び副總裁共に不在の場合は準備局は委員  
 の一名を臨時議長に選任すべし。準備局は債務負担、  
 負債償還及び經費支辨の方法を決定し且つ規定すべく、  
 且つ又其の見積經費及び其の委員並に使用人の俸給支  
 辨のため聯邦準備銀行より徴收したる割當金の收入を  
 斯かる銀行の預金となし置くことを得。前記使用人の  
 雇入、報酬、解雇及び經費は専ら本法の規定、其の特  
 別なる改正法、並に本法に牴觸せざる準備局の規程及  
 び規則により定めらるゝものとし、斯かる割當金よ  
 り得られたる資金は國庫金若は充當金と解せらるべか  
 らず。聯邦準備局委員は一切の銀行、金融機關、信託  
 會社若は聯邦準備銀行の職員又は理事となり、又は一  
 切の銀行、金融機關若は信託會社の株式を保有するこ

とを得ず。聯邦準備局委員は其の職務に就くに先立ち前記要件に適することを宣誓の下に證明すべきものとす。斯かる宣誓は之を準備局書記に提出すべきものとす。上記規定に遵ひ大統領によりて任命せられたる大名の聯邦準備局委員の間に任期満了以外の事由によりて阙負を生じたる場合においては常に大統領は上院に諮問し其の承認を得て前記阙員を補充するため後任者を任命すべく、斯く任命せられたる後任者は前任者の残任期間在任すべし。

第七條 聯邦準備第十一條(m)項(D.S.C. 第十二章第二百四十八條)は之を次の如く改正す——  
 (m) 聯邦準備局は其の委員大名以上の同意を得たる場合においては、各聯邦準備區に就き當該準備區内にお

ける加盟銀行によりてなされる、株式又は債券擔保の貸付を以て代表せられ得る各個銀行の資本金及び剰餘金の割合を隨時決定する権能を有す。但し加盟銀行は其の毀損せられざる資本金及び剰餘金の一割以上の金額においては何なる者に對しても斯かる貸付をなすことを得ず。聯邦準備局により前記の如く決定せられたる割合は十日間の豫告を以て隨時変更せらるべく、且つ準備局は證券の投機的買置のために銀行貸付を不當に利用することを防止する目的を以て斯かる割合を定むる義務を有す。聯邦準備局は加盟銀行に對し聯邦準備銀行における再割引の特権の一切の停止を罰則として、一年を超えざる期間内に限り株式若は債券担保の貸付を更に増加せざるやう指令する権能を有す。



第八條

聯邦準備法を改正し其の第十二條及び第十三條 (D.S.C. 第十二章第二百六十一條、第二百六十二條及び第三百四十二條)の間に新に次の一箇條を挿入す—

第十二條 A (a) 本法により聯邦オーブ・マーケット委員会へ以下單に「委員会」と稱すを創設し、聯邦準備區と同数の委員を以て之を組織す。各聯邦準備銀行は年々其の理事會により前記委員會の委員一名を選出すべし。前記委員會の會議は少くとも年四回聯邦準備局總裁の召集又は委員三名の請求に基きコロンムビア区ワシントンにおいて開催せらるべきものとし、且つ準備局の裁量により準備局委員は該會議に出席することを得。

(b) 聯邦準備銀行は聯邦準備局の採擇する規則に遵ふ

にあらざれば本法第十四條によるオーブ・マーケットオペレーションに從事することを得ず。準備局は聯邦準備銀行のオーブ・マーケットオペレーションに並に聯邦準備制度と外國中央銀行及び其の他の銀行との關係に関する規則を考究し、採擇し、且つ前記委員會及聯邦準備銀行に送付すべきものとす。

(c) 本法第十四條にオーブ・マーケットオペレーションに適格なりとして規定せられたる證券の一切の賣買の時期、性質及び数量は取引及び事業の調節を目的とし、且つ是等が全國の一般的信用状態に及ぼす効果を考慮して統制せらるべきものとす。

(d) 聯邦準備銀行にして本條(b)の規定により勸奨且つ承認せられたるオーブ・マーケットオペレーション

に参加せざることを決定したるものは三十日以内に該決定の通知を前記委員會の議長に提出し、且つ其の騰本を聯邦準備局に送付すべし。

第十二條 B(a)本法により聯邦預金保險會社（以下單に「會社」と稱す）を創設し、通貨監理官により又は重役會の決議によりて閉鎖せられたる國法銀行の資産及び適當なる州當局により又は取締役會の決議によりて閉鎖せられたる州法銀行の資産を以下の規定に遵ひて購入し、保有し、且つ現金化するにと並に以下の規定に遵ひ本條による保險の利益を享受する資格を有する一切の銀行預金を保險することをも以て其の職務とす。

(b)本會社の管理は三名よりなる理事會の権能に屬し、斯かる理事會の一名は通貨監理官之に任じ、他の二名は

合衆國市民中より上院に諮問し其の承認を得て大統領之を任命す。任命による理事會の一名は本會社理事會の議長たるべきものとし、前記理事會の理事の中同一の政黨に屬するものは二名を超ゆることを得ず。前記任命による理事は各六箇年間在任し、年俸一萬弗を受け、會社の基金より月々支拂はるゝものとし、但し通貨監理官は斯かる理事者としての勞務に對し何ら追加的報酬を受くることなし。

(c)他に充當せられざる國庫金より一億五千萬弗を本法により充當し、該金額は財務長官により之と同額の本會社株式資本の拂込に利用せらるべきものとし、且つ斯かる株式資本は合衆國の爲に財務長官之に應募すべきものとす。斯かる應募による拂込は本會社理事會

請求に遵ひ全額拂若し分割拂にてなざるべし。前記株式は以下の規定に基き聯邦準備銀行及び加盟並に非加盟銀行によりて應募さるべき株式資本に附加せらるべく且つ合衆國は當該株式に對する配當の支拂に就き加盟並に非加盟銀行が其の保有するA種株式に對する配當の支拂に就き有すると同様の受領資格を有す。前記株式資本のため又之に基き合衆國のなしたる支拂に對する受領證は會社より財務長官に宛て發行せらるべきものとし、且つ當該受領證は合衆國の株式所有権を證明するものとす。

(d) 本會社の株式資本は各百弗株に分割す。會社の株式は之をA種及びB種の二種とす。A種株式は以下の規定に遵ひ加盟並に非加盟銀行によりて保有せらるべ

きものとし、且つ斯かる銀行は純利益より其の拂込株式に對し年六分の累積配當又は如何なる年度においても前記純利益の三割を限度とし其の何れか大なる方によりてなざるべき配當を受くる資格を有す。但し斯かる株式は株主總會における議決権を有することなし。

B種株式は聯邦準備銀行によりてのみ保有せらるべきものとし、且つ配當を受くる資格を有せず。聯邦準備銀行は總て一九三三年一月一日における當該銀行の剰餘金の半額に等しき金額まで本會社のB種株式に應募することとを要し、且つ斯かる應募と共に應募金額の半額に等しき本會社宛支拂の保證小切手を發行すべし。前記應募金額の残額は九十日の豫告を以てなさるゝ本會社理事會の請求に基き隨時支拂はるべきものとす。

(e) 一九三四年七月一日若は其の以前において聯邦準備制度の加盟者たる又は加盟者となりたる一切の銀行は一九三四年七月一日若は其の以前において本會社のA種株主となるに必要なる一切の手續を履踐すべし。其の後においては如何なる州法銀行若は信託會社若は相互貯蓄銀行と雖も本會社のA種株主となりたる後にあらざれば聯邦準備制度に加盟することを得ざるものとし、米大陸内における國法銀行は聯邦準備制度の加盟者となり且つ本會社のA種株主となりたる後にあらざれば通貨監理官より銀行業務開始の許可證を附與せられざるものとし、且つ又米大陸内における國法銀行にして其のためにはリザーヴァー若は保全官の任命せられたるものは總て本會社のA種株主となりたる後

にあらざれば銀行業務再開を許可せられざるものとし、加盟銀行は總て聯邦準備局の定むる規則に遵ひて算定せられたる其の預金債務總額の二分の一パーセントに等しき本會社のA種株式を會社に申込むべし。但し本條の効力發生後組織せられたる加盟銀行の場合においては其の組織後最初の十二箇月間に該加盟銀行の申込むべきA種株式の額は其の拂込資本金及び剩餘金の五分に等しかるべきものとし、且つ前記十二箇月の期間經過後においては斯かる加盟銀行のA種株式の額は他の加盟銀行の場合におけると同様の方法により年々調整せらるべし。前記申込を受けたる時は會社は加盟州法銀行の場合に在つては聯邦準備局に、國法銀行の場合に在つては通貨監理官に、斯かる銀行に對する徹

底的検査に基き申込銀行の帳簿上該銀行の資産が預金者及び其の他の債権者に對する一切の債務を辨済するに十分なりや否やを證明することを請求すべきものとす。且つ聯邦準備局又は通貨監理官は能ふ限り速かに斯かる證明を行ふべきものとす。斯かる證明が肯定的なる場合においては會社は前記申込に應ずべきものとす。且つ申込銀行は其の應募株式の半額を一時拵にて拵込み以て會社のA種株主となるべきものとす。但し一九三四年七月一日以前においては如何なる加盟銀行と雖も斯かる支拂をなし又は會社のA種株主となることを要せず。前記應募株式の残額は本會社理事會の請求に遵ひて隨時拵込まるべきものとす。前記證明が否定的なる場合においては會社は斯かる申込を拒否すべきものとす。

のとす。國法銀行にして一九三四年七月一日以前において會社のA種株主とならざるものある場合においては、通貨監理官は現行法の規定に遵ひ該銀行のためにリミナーヴァー。若は保全官を任命すべし。本條(3)項に規定せられたる場合を除く外、加盟州法銀行にして一九三四年七月一日以前において會社のA種株主とならざるものある場合においては、聯邦準備局は本法第九條の規定に遵ひ當該銀行の聯邦準備制度加盟者たる資格を剝奪すべきものとす。

(f) 一九三六年七月一日以前において聯邦準備制度への加盟又は國法銀行業會社への組織変更を申請する一切の州法銀行若は信託會社若は相互貯蓄銀行は、本會社の承認を得て、斯かる申請に對する處理あるまで、

加盟銀行となりたる場合に應募し且つ拂込むことを要すると同額の本會社株式に應募し且つ拂込むことにより本條の利益を享受することを得。此の場合において加盟銀行に適用せらるゝ本條の規定は斯かる州法銀行若は信託會社若は相互貯蓄銀行に對し其の加盟銀行たる場合における同一程度に適用せらるべきものとす。但し斯かる州法銀行若は信託會社若は相互貯蓄銀行による聯邦準備制度への加盟又は國法銀行業會社への組織変更の申請が容認せられたるに拘はらず當該申請者が相當の期間内に聯邦準備制度への加盟又は國法銀行業會社への組織変更を完了せざる場合、又は前記申請が却下せられたる場合においては、斯かる州法銀行若は信託會社若は相互貯蓄銀行により本會社の株式資本に對する應募

に基き支拂はれたる金額は之を拂戻すべきものとし、且つ當該申請者は本條規定の適用を受けず又は本條に基く特権を享受する資格無きに到るべきものとす。(8) 聯邦準備制度の加盟者たる又は加盟者となりたる州法銀行若は信託會社若は相互貯蓄銀行へ本項において「州法銀行」と稱す)にして其の組織の基礎法律により本會社の株式購入を許可せられざるものは會社に對し本條の利益享受を申請すべく、本條の規定に基く適當なる證明を経て斯かる申請の許容せられたる場合においては該申請者は會社の株式資本に對する應募拂込に要する額に等しき金額を本會社に預託すべし。其の後に對しては斯かる預金はA種株主の株式に對する應募と同様の方法により調節せらるべきものとす。

とす。斯かる預金は其の拂戻に關し他の加盟銀行によ  
るA種株式に對する拂込と同様の條件に服すべきもの  
とし、且つ會社は斯かる預金に對して現在發行に係る  
A種株式に對し現実に支拂ふ配當と同一歩合の利子を  
附すべきものとす。本會社に斯かる預金を保持する限  
り前記州法銀行は本條の目的に關して之を會社のA  
種株主と看做す。前記州法銀行の組織の基礎法律が州  
法銀行に對し會社のA種株式に應募する権能を附與す  
る如く改正せられたる場合においては、前記州法銀行  
は其の後六箇月以内に前記A種株式の相當額に應募す  
べきものとし、且つA種株式に對する拂込に代へるも  
のとして上に規定せられたる預金は斯かる應募に充當  
せらるべきものとす。前記州法銀行の組織の基礎法律

が、斯かる銀行が本條の利益を享受することを認めら  
れたる直後の州立法部の會期において、州法銀行に對  
し前記A種株式購入の権能を附與する如く改正せられ  
ざる場合、又は該法律が前記の如く改正せられたるも  
前記州法銀行が其の後六箇月以内に前記A種株式を購  
入することを怠りし場合においては、會社に對し既に  
なされたる預金は前記州法銀行に返還せらるべきもの  
とし、且つ該銀行は本條の利益を受くる資格無きに到  
るべし。但し該銀行が同時に其の預金者の需要に應じ  
得ざるために閉鎖せられたる場合においては此の限り  
に在らず。

(h) 加盟銀行により保有せらるゝ本會社のA種株式の  
發行額は最終の拂込請求日において加盟銀行が其の定

期及び當座預金を増加し、又は加盟銀行若し本會社の株式に應募する銀行の増加したるに應じ以下の規定に遵ひて年々調整せらるべきものとし、且つ前記株式の額は加盟銀行が其の定期及び當座預金を減少し、又は加盟銀行たらざるに到るに應じて減少せられ得るものとす。加盟銀行の所有に係る本會社株式は之を讓渡若しは質入することを得ず。加盟銀行にして其の定期若しは當座預金を増加したるものは各曆年の初めにおいて斯かる増加の二分の一パーセントに等しき本會社株式に追加應募すべきものとし、斯かる追加應募株式の半額は其の應募に際して拂込まるべく、其の残額は本會社理事會の請求に遵ひて拂込まるべきものとし、本條の效力發生日以前に組織せられ且つ本會社の組織せら

れたる日以後において聯邦準備制度への加盟を許可せられたる銀行は斯かる許可の當日において保有する其の定期及び當座預金額の二分の一パーセントに等しきA種株式に應募し、其の額面價格及び會社のA種株式に對する最終の配當期以來一箇月に就き二分の一パーセントの當該額面金額に對する利子を支拂ふことを要す。加盟銀行が其の定期及び當座預金を減少したる時は其の後の一月一日以前において之に比例する本會社株式の保有額を返附すべきものとし、且つ加盟銀行にして任意に清算したるものは其の一切の本會社保有株式を返附すべきものとし、且つ未だ拂込請求を受けざる株式の應募は之を免除せらるべきものとし、斯く返附せられたる株式は銷却せらるべく、且つ加盟銀行は



會社の是むる規則に基きて返附株式に就き該株式に對する現金拂込額及び該株式に對する最終の配當期以來一箇月二分の一パーセントを超えざる相當配當額の和より會社に對する一切の債務を控除したるものに等しき金額を支拂はるべし。

(i) 加盟若は非加盟銀行にして支拂不能を宣告せられ又は加盟銀行たらざるに到りへ又は非加盟銀行の場合において本條の基定に基く保險の利益を享受する資格無きに到りたるもの保有する本會社株式は該銀行の債務を損傷すること無く銷却せらるべく、且つ前記株式に對する一切の現金拂込額は該株式に對する最終の配當期以來一箇月に就き二分の一パーセントを超えざる相當配當額と共に先づ第一に會社に對する前記

支拂不能銀行若は其のリシーヴァーの一切の債務に充當せられ而して尚ほ剩餘ある場合においては當該支拂不能銀行のリシーヴァーに支拂はるべし。

(j) 一九三三年銀行法の制定當日において本會社は法人となり且つ法人として次の諸権能を有す――

第一 法人の印章を採用し且つ使用すること。

第二 議會の法律により解散せらるゝまで存續すること。

第三 契約を締結すること。

第四 聯邦若は州の普通法又は衡平法裁判所において

訴訟の原告及被告となり、異議の申立及び辯駁をな

すこと。

第五 本條に別段の規定無き限り理事會により職員及

び使用人を任命し、其の義務及び報酬を定め、其の保証金を徴し罰則を定め、且つ任意に斯かる職員又は使用人を解任すること。本法若は其の他の如何なる法律と雖も合衆國における一切の政府の部局、委員會、独立官廳若は執行機關の職員若は使用人を本會社の職員若は使用人に任命し報酬を與ふることを妨ぐることなし。

第六其の理事會により法律と牴觸せざる範圍において會社の一般的事務の處理及び法律により會社に附與せられたる特權の行使及び享有の方法を定むる細則を設くること。

第七其の理事會若は正當に權限を與へられたる職員若は代理人により本條の規定に基き特に附與せられ

たる一切の權能及び斯かる權能を實行するに必要なる附隨の權能を行使すること。

(k) 理事會は公平無私且つ何等の差別的取扱をなすこと無く會社の業務を管理すべし。理事會は會社の債務負担及び經濟負担並に支拂の方法を決定し且つ規定すべし。本會社は政府の各執行機關と同様に合衆國の郵便を自由に使用することを得。會社は本條の規定執行上合衆國における聯邦準備銀行若は政府の部局、委員會、独立官廳若は執行機關の同意を得て其等の一切の部門における活動に就き其等の情報、勞務及び便宜を利用することを得。

(l) 大統領が布告を以て其の期日を繰上げざる限り一九三四年七月一日以後において之により検査及び準

備のため十分なる時間を供與す。本會社は以下の規定に遵ひ一切の加盟銀行の預金及び前記期日以後一九三六年七月一日に到るまで會社のA種株主たる一切の非加盟銀行の預金を保険すべきものとす。法律の他の一切の規定に拘はらず會社のA種株主たる何れかの國法銀行が其の預金者の需要に應じ得ざることを理由として其の取締役會若は通貨監理官により閉鎖せられたる場合においては常に、通貨監理官は本會社を斯かる銀行のリシューヴァーに任命すべし。會社は其の後能ふ限り速かに斯かる閉鎖銀行の保険附預金債務の引受、新なる預金の受入及び其の他前記閉鎖銀行のため本項に規定せられたる職務を一時遂行すべき新なる國法銀行を組織すべし。本項において「保険附預金債務」

なる語は斯かる閉鎖銀行の預金債務より生ずる一切の債務の所有者に對し預金債務に基き前記閉鎖銀行の有する債務の正味額に就き次の割合を有するものとする。斯かる正味額一萬弗を超えざるものに就ては其の十割一萬弗を超ゆるも五萬弗を超えざるものに就ては其の七割五分、五萬弗を超ゆるものに就ては五割とす。但し斯かる割合を定めるため前記所有者に對して有する債務の正味額を決定する場合においては、預金に基き前記所有者に對して有する債務は斯かる預金が當該所有者の名義において保持せらるゝと當該所有者のため他人の名義において保持せらるゝとを尙はず同一の能力若は權利を有するものとして加算せらるべきものとし、「保険附預金債務」なる語は前記閉鎖銀行の斯

かる保險附預金の總額を意味するものとす。會社は能  
 ふ限り速かに閉鎖銀行が其の預金者に對して有する債  
 務の正味額を決定し、且つ斯かる閉鎖銀行の保險附預  
 金債務に等しき金額を新銀行に利用せしむべし。茲に  
 おいて斯かる新銀行は前記閉鎖銀行の各預金者に對す  
 る一切の保險附預金債務を引受くべきものとす。且つ  
 會社は閉鎖銀行に對する前記預金所有者の一切の權利  
 を代位行使し及び斯かる預金者の各々に對し支拂はる  
 べかりしと同額の前記閉鎖銀行の財產收入の配當に就  
 き該配當が新銀行により引受けられたる前記預金者に  
 對する保險附預金債務と等しきに到るまで支拂を受く  
 る資格を有す。然る後、爾餘の配當は總て前記預金者  
 に對して支拂はるべきものとす。前記の如く本會社に

より新銀行に利用せしめられたる金額の中該銀行をし  
 て即時の現金需要に應ぜしむるに必要なる部分は前記  
 銀行に對し現金を以て支拂はるべく、其の残額は本會  
 社の帳簿に要求次第引出され得る債権として記載せら  
 れ且つ其の引出に到るまで一箇年三分の割合を以て利  
 子を附せらるべし。新銀行は本會社の承認を得て新規  
 預金を受け入るゝことを得、該預金は本會社により新  
 銀行に利用せしめられたる一切の金額と共に現金と  
 して手許に保有せられ、合衆國々債に投資せられ又は  
 本會社若は聯邦準備銀行に預託せらるべし。新銀行は  
 其の準備區の聯邦準備銀行における預金として法律上  
 加盟銀行に對して要求せられたる準備を保持すべきも  
 以下に規定せられたる方法により其れ自身の株式資本

の應募及び拂込ありたる後にあらざれば聯邦準備銀行の株式に應募することを要せず。前記新銀行の定款の諸條項は本會社の指命する其の代表者によりて執行する、ことを得。新銀行は其の組織に當りて一名の取締役をも有することを要せざるも會社により指命せらるる業務報行負によりて管理せらるべく、且つ會社は何らの株式資本をも拂込むことを要せず。但し其の他の點に關しては斯かる銀行は國法銀行の組織に關する現行法の規定に遵ひて組織せらるべきものとし、且つ斯かる銀行のため必要なる金額の株式資本が以下の規定に遵ひて應募され且つ拂込まれたる後にあらざれば斯かる銀行は、本項により権能を附與せられたるもの及び其の組織に附隨するものを除く外、如何なる業務

をも遂行することを得ず。會社は其の判断により得策とする場合においては、前記銀行の業務を健全なる基礎において遂行するに十分なりと思惟する額の銀行株式を會社の適當とする條件によりて賣出すべし。但し如何なる場合においても改訂法典第五千一百三十八條(D.S.C. 第十二章第五十一條)により斯かる新銀行の所在地における國法銀行の組織のために必要とせらるる額より少きことを得ざるものとし、且つ閉鎖銀行の株主に對し斯かる株式購入の優先権を與ふることを要す。新銀行の株式資本の十分なる額が應募者によりて通貨監理官の満足するやう應募せられ且つ現金を以て拂込まれたることの證明せられたる場合においては、斯かる銀行に對し通貨監理官は業務開始の権能證明書を附

與すべし。其の後に於いては斯かる銀行は其の株主の  
 選出せる取締役によりて経営せらるべく、且つ國法銀  
 行業會社に對し法律によりて附與せらるゝ一切の権能  
 を行使することを得。前記新銀行のため十分に額  
 における株式資本の應募及び拂込のなされざる場合に  
 於いては、會社は同一地点における金融機關にして前  
 記銀行の資産を譲り受け、債務を引受け、且つ本會社  
 に對し當該業務の代償として會社が十分なりと思惟す  
 る金額を支拂ふものに對し前記銀行業務の讓渡を申出  
 ぐることを得。新銀行の組織せられたる日以後二箇年  
 以内に、本條規定の方法により新銀行の株式資本が賣  
 却せられ又は他の金融機關によりて其の資産が買ひ取  
 られ且つ其の債務が引受けられざる場合において、

會社は新銀行をして任意清算せしめ且つ其の業務を結  
 了せしむべし。會社は其の帳簿上に預金保險勘定を創  
 設し、閉鎖國法銀行を占有したる後能ふ限り速かに預  
 金者の債権にして自己が代位権を附與せられたる部分  
 の辨償に充當するため一切の財源より利用し得る金額  
 の見積をなし、且つ會社によりて預金者のために新銀  
 行に利用せしめられたる金額の前記見積り金額を超過  
 する部分を前記預金保險勘定の借方に記入すべし。前  
 記閉鎖銀行の所在準備區における信用狀況に正當なる  
 考慮を拂ひつゝ斯かる閉鎖銀行の資産を現金化し、其  
 の株主及び取締役の債務を取立て、本條に別段の規定  
 をなしたる場合を除く外、閉鎖國法銀行の清算に關す  
 る法律の規定に遵ひて斯かる閉鎖銀行の業務を結了せ

しめ、斯かる清算より得らるる金額の中會社が預金者の債権に代位したるため受領の資格を有する部分を會社自身の勘定として保有し、且つ預金者其の他の債権者に對する分配のために利用し得る金額より閉鎖銀行の清算費に對する斯かる債権者の負担部分を控除したるものを斯かる債権者に支拂ふは會社の職務とす。會社が預金者の債権に代位したるため得らるる金額の總計が上に規定せる見積り金額に満たざる場合において其の不足額は預金保険勘定の負担とし、且つ斯かる金額の總計が前記見積り金額を超過する場合において其の超過部分は之を前記勘定の貸方に記入すべきものとす。會社は斯かる閉鎖國法銀行に關しては支拂不能國法銀行のリシーヴァーが現在有し若は將來附與

せらるべき一切の権利、権能及び特権を有するものとす。且つ前記リシーヴァーが現在服し若は將來服すべき義務及び罰則にして本項の規定に抵触せざるものに服すべきものとす。本會社のA種株主たる加盟州法銀行が其の預金者の需要に應じ得ざるため其の取締役會若は適當なる州當局により閉鎖せられたる場合においては常に、會社は其のリシーヴァーとして任命せらるることを受託すべきものとす。但し斯かる任命が適當なる州當局より申出られ且つ州法によりて許容せらるる場合に限り、此の場合においては會社は本項の規定に遵ひ前記閉鎖加盟州法銀行の保險附預金債務の引受、新規預金の受入及び其の他本項に規定せられたる職務を一時遂行すべき

新なる國法銀行を組織すべし。州法、適當なる州當局による債権の容認、預金者による債権の譲渡又は其の一切の有効なる方法によりて與へらるゝ認定により會社が本項の規定に基き閉鎖國法銀行の場合と同一の基礎において配當を受くる権利を有する十分なる認定を得たる場合においては、會社は本項に規定せられたる方法により前記閉鎖加盟州法銀行の保險附預金債務に等しき金額を前記新國法銀行に利用せしむべし。前記加盟州法銀行及び其の預金者に関して本會社及び前記新國法銀行は會社のA種株主たる閉鎖國法銀行に關し本項によりて規定せられたる一切の職務及び義務を遂行すべく、且つ一切の権利及び特権を與へらるゝものとす。但し斯かる加盟州法銀行の預金者及び其の

他の債権者の権利は州法の適用條項によりて決定せらるべきものとし、且つ斯かる加盟州法銀行に關しては會社は本項の規定に牴觸せざる限り州法の規定する権能及び特権を有するものとす。會社のA種株主たる加盟州法銀行が其の預金者の需要に應じ得ざるため其の取締役會若は適當なる州當局により閉鎖せられ、且つ適用州法が本會社を斯かる銀行のリザーヴァーに任命することを許容せざる場合においては常に、會社は前記閉鎖州法銀行の保險附預金債務の引受、新規預金の受入及び其の他本項に規定せられたる職能を一時遂行すべし。新なる國法銀行を本項の規定に遵ひて組織すべし。州法、適當なる州當局による債権の容認、預金者による債権の譲渡又は其の他の



有效なる方法によりて與へらるゝ認定により會社が本  
 項の規定に基き閉鎖國法銀行の場合と同一の基礎にお  
 いて配當を受くる権利を有する十分なる認定を得たる  
 場合においては、會社は本項の規定に遵ひ前記認定が  
 與へられたる金額の保險附預金債務を前記新銀行に利  
 用せしむべし。斯かる銀行は前記保險附預金債務を引  
 受け、且つ其の他の點においては閉鎖國法銀行の保險  
 附預金債務を引受けたるために組織せられたる新銀行に  
 關する本項の規定に遵ふべきものとす。斯かる閉鎖銀  
 行のリミットヴァー及び其の保險附預金債務を引受け  
 たるために組織せられたる新銀行に關しては、州法の適用  
 規定の見地より可能なる限り、會社は閉鎖國法銀行及  
 び其の保險附預金債務を引受けたるために組織せられた

る新銀行に就き本項に規定せられたる方法により行動  
 すべきものとす。但し會社は斯かる閉鎖加盟州法銀行  
 の業務終了に關しては何らリミットヴァーの権能、義務若  
 は責任を有すること無く、其の裁量によりて前記銀行  
 の資産の一部若は全部を購入し且つ現金化することを  
 得るに過ぎざるものとす。  
 會社の預金保險勘定の正味借方残高が最終の検査報告  
 日における一切のA種株主の預金債務總額の四分の一パ  
 ーセントに等しきか又は之を超過する場合においては  
 常に會社は斯かる株主に對し其の預金債務總額の四分の  
 一パーセントに等しき金額を割當て賦課し、且つ前記  
 割當より徴收したる金額は之を前記預金保險勘定の貸  
 方に記入すべし。A種株式の所有者たる一切の銀行は

其の賦課せられたる割當金の金額を拂込みたる後にあらざれば如何なる配當をも支拂ふことを得ず。斯かる銀行の取締役若は職員にして前記配當の發表若は支拂に参加したるものは總て判決を以て一千井以下の罰金若は十年以内の禁錮若は其の両者に處す。

本條に用ひられたリシーヴァーなる語は國法銀行のリースーヴァー、清算代理人若は保全官、並に州法により支拂不能加盟州法銀行の業務を結了せしむべき責任及び義務を課せられたるリースーヴァー、清算代理人、保全官、委員會、個人若は其の他の代理機關を意味す。本條に限り「國法銀行なる語は一切の國法銀行業會社及びコロムビア區所在の一切の銀行、銀行業會社、信託會社、貯蓄銀行及び其の他の金融機關にして聯邦準備制度の加盟者たるものを包含す」とす。

備制度の加盟者たるものを包含し、且つ「加盟州法銀行」なる語は何れの州の法律に基きて組織せられたるかを問はず總ての州法銀行、銀行業會社、信託會社、貯蓄銀行及び其の他の金融機關にして聯邦準備制度の加盟者たるものを包含す」とす。

本條の規定に關し閉鎖銀行の保險附預金債務、又は本會社のA種株式の所有者若は(g)項に規定せる基金の加盟者たる銀行の預金債務總額の決定をなす場合において斯かる銀行の預金にして外國に所在する該銀行の營業所においてのみ支拂はるゝ金額は之を除外すべし。

會社は本條の規定を執行するため自ら必要と思惟する規定、規則及び約定を定むべし。

會社の資金にして他に用ひられざるものは合衆國々債に投資すべきものとす。但し短期間に限り理事會の裁量によりて會社の資金は聯邦準備銀行若は合衆國出納官に預託することを得。財務長官より其の目的のために指名せられたる場合においては該長官の定むる規則に遵ひ會社は税関収入を除く公共資金の被預託者となるべきものとし、且つ政府の財務代理機関に任せらるゝことを得。會社は公共資金の被預託者及び政府の財務代理機関として必要なるべき一切の適當なる義務を遂行すべきものとす。

(m) 本條の規定は通貨監理官の處置若は取締役會の決議によりて閉鎖せられたる國法銀行、又は適當なる州當局の處置若は取締役會の決議によりて閉鎖せられたる

る加盟州法銀行に對し、本會社が貸付をなし又は斯かる銀行の再開を確保するための商議に参加することを何ら妨ぐることなし。

(n) 現在若は將來支拂不能若は支拂停止の状態に在り若は陥るべき加盟銀行のリシーヴァー若は清算人は加盟州法銀行の場合においては州法の明白なる規定に遵ひて適當なる州當局の許可を得、國法銀行の場合においては通貨監理官の許可を得て、前記銀行の資産を本會社に賣却し又は會社よりの貸付に對する擔保として提供することを得。總て斯かる賣却若は貸付によりて得たる金額は前記銀行の資産の現金化より得られたる他の資金と同様の目的のために及び同様の方法により利用せらるべきものとす。通貨監理官は其の裁量により

改訂法典第五千二百三十五條（この法の第十二章第百九十三條）  
 に遵ひてなされたる公告の期間經過後何時にても證明  
 せられたる債権の請求に基きて配當を支拂ふことを得  
 且つ斯かる支拂のため該支拂の當時において其の債  
 権の證明せられざる請求者に配當を支拂はざることに  
 對し通貨監理官若は國法銀行のリシーヴアーは何らの  
 責任をも負ふことなし。  
 (o) 本會社は其の證券、社債券若は其の他の債務證書  
 にして其の證書面に規定せられたる方法を以て會社の  
 選擇により満期日前に回収可能にして會社の定むる一  
 種若は數種の利子歩合及び満期日を有するものを發行  
 し、且つ如何なる場合においても其の總額が會社資本  
 金額の三倍を超えざる發行高を保持することを得。但

し會社は満期日において利子を附せずして支拂得る短  
 期債務證書を割引價格にて賣却することを得。會社の  
 證券、社債券及び其の他の債務證書は其の理事會によ  
 りて定めらるる方法により會社の資産を以て担保せ  
 らるることを得。斯かる債務證書は會社の決定する一  
 種若は數種の價格を以て賣出さるることを得。  
 (p) 本會社の發行する一切の證券、社債券若は其の他  
 類似の債務證書の元本及び利子は合衆國又は其の准州  
 屬領若は保有地又は一切の州、郡、市若は地方課税當  
 局により現在賦課せられ又は將來賦課せらるべき一切  
 の租税（遺産税及び相続税を除く）を免除せらるべし。  
 會社は其の特典、資本金準備金、剩餘金及び其の所得につき合衆國又  
 は其の准州、屬領若は保有地又は一切の州、郡、市若は地方課税當

局によりて現在賦課せられ又は将来賦課せらるべき一切の租税を免除せらるべし。但し會社の不動産は他の不動産に對する課税と同様の従價税を以て州、准州、郡市若は地方の課税に服すべきものとす。

(q) 本條に基きて發行を必要とせらるる證券、社債券若は其の他の債務證書の用紙を會社に給付する目的を以て財務長官は適當にして且つ會社の承認したる用紙を作成し、財務省に保有し、會社の指圖に基きて引渡す権能を有す。之に關聯して作成せられたる型板、極印、臺板及び其の他の材料は財務長官の金庫中に保管せらるべし。會社は前記證券、社債券若は其の他の債務證書の作成、保管及び引渡のため必要となりたる一切の経費を財務長官に支拂ふことを要す。

(r) 本會社は毎年一月一日以後能ふ限り速かに議會に對して其の業務報告をなすべきものとす。

(s) 本會社より貸付を受け、又は其の擴張若は更新をなし、又は其れに對する担保の受入、輕減若は變更の許可を受け、又は會社をして財産を購入せしめ、又は如何なる方法においても本條に基く會社の行動に影響を與ふる目的を以て虚偽なることを知りて何らかの陳述をなし又は故意に擔保の過當評價をなしたる者は總て五千弗以下の罰金若は二年以上の禁錮若は其の兩者に處す。

(t) (一) 本會社によりて發行せらるる債務證書若は利札を模倣し、又は斯かるものと見せかけて債務證書若は利札を偽造、贋造若は模造したる者、(二) 偽造、贋造若

は模造せられたるものなることを知りて會社の發行せるものと見せかけたる一切の偽造、贋造若は模造の債務證書を流通、行使若は發行し、又はせんとしたる者、  
 (三) 本會社の發行せる又は發行せるものと見せかけたる一切の債務證書若は利札を變造したる者、  
 (四) 變造若は贋造せられたるものなることを知りて本會社の發行せる又は發行せるものと見せかけたる一切の變造若は贋造の債務證書若は利札を流通、行使若は發行し、又はせんとしたる者は總て一萬弗以下の罰金若は五年以下の禁錮若は其の兩者に處す。

(U) 何らかの資格において會社と關係を有する者が(二)會社に屬するものなる又は質入若は其の他の方法により會社に信託せられ

たるとを問はず一切の金銭、資金、證券若は其の他の有價物を私消、横領、窃取若は故意に誤用したるとき、  
 (二) 本會社又は其の他の法人若は政治團體又は個人を欺罔し、又は本會社の職員、監査役若は検査役を欺罔せんとする意圖を以て本會社の若は之に提出すべき一切の帳簿、報告若は陳述に虚偽の記載をなしたるとき、又は正當の権限を有せずして支拂命令を作成し、又は其の證券、社債券若は其の他の債務證書、若は送金手形、為替手形、抵當證券、又は判決書若は決定書を作成、發行若は讓渡したるときは一萬弗以下の罰金若は五年以下の禁錮若は其の兩者に處す。  
 (V) 如何なる個人、協會、組合若は會社と雖も其の商號又は商號の一部として「聯邦預金保險會社 Federal

Deposit Insurance Corporation

なる名稱若は是等四語の組合せ若は其の中の何れの三語をも使用すべからず。如何なる個人、協會、組合若は會社と雖も手段の如何を問はず其の預金債務が聯邦預金保險會社若は合衆國政府若は其の補助機關によりて保險又は其の他の方法により保證せらるゝ旨の虚偽の公告若は其の他の發表をなすべからず。聯邦預金保險會社のA種株主は總て手段の如何を問はず其の預金債務が聯邦預金保險會社によりて保險せらるゝ範圍若は方法につき虚偽の公告若は其の他の發表をなすべからず。本項に違背したる個人、協會、組合若は會社は總て一千并以下の罰金若は一年以下の禁錮若は其の両者に處す。

(W) 合衆國刑法第百十二條、第百十三條、第百十四條、第百十五條

第百十六條及び第百十七條(1)(2)の第十八章第五節第百二條乃至二百七條)は適用可能なる限り本條により本會社との契約若は協定に之を適用す。此の場合における契約若は協定は長期及び短期貸付、其の更新及び之に對する担保の受入、軽減及び変更、並に資産の購入若は賣却及び之に附隨する一切の契約及び協定を包含す。

(X) 財務省機密課は本條の規定に基きて處罰すべき罪を犯したる一切の者を搜索し、逮捕し、且つ裁判権を有する合衆國裁判執行官に引渡す権能を有す。

(Y) 會社は其の帳簿上に臨時聯邦預金保險基金(以下單に「基金」と稱す)を創設すべし。斯かる基金は大統領が布告を以て期日を繰上げざる限り一九三四年一月一

日より其の效力を發生するものとし、且つ一九三四年七月一日に到るまで以下の規定に遵ひて預金を保険することとを以て本會社の義務とす。

一九三三年三月十日發せられたる大統領の執行命令によりて財務長官に附與せられたる権能に基き、一九三四年七月一日以前において、財務長官により許可證を與へられたる各加盟銀行は一九三四年七月一日以前において本基金の加盟者となるものとす。前記の時期以後において許可證を與へられたる各加盟銀行及び各州法銀行、信託會社若は相互貯蓄銀行（以下本項においては單に「州法銀行」と稱し、コロムビア区所在の一切の金融機関をも包含せしむ）にして前記の時期以後において聯邦準備制度の加盟者となりたるものは、前

記許可證若は加盟許可を與へられたる場合において、本基金の加盟者となるものとす。聯邦準備制度の加盟者ならざる州法銀行は斯かる銀行に對して監督権を有する當局の同意を得、且つ該銀行が支拂可能の状態に在ることとを前記當局が證明したる場合において、本會社の検査を受け其の同意を得ることによりて本基金の加盟者となり、且つ本項の要件に遵ふことを承認し及び該銀行が加盟銀行なりとせば本項によりて要求せらるべかりし金額に等しき金額を會社に支拂ふことによりて本項の特権を享受することを得べし。會社は斯かる州法銀行に關する尚一般の検査をなすための規定及び規則を制定し、且つ州法銀行の検査をなすために任命したる検査役の報酬を定むることを得。



本基金の各加盟者は其の加盟を許可せらるゝ以前において前記許可の與へらるゝ前月十五日現在における預金者の数及び本項による保険に適格なる預金の總額を證明せる陳述書を宣誓の下に本會社に提出し且つ前記の如く證明せられたる預金總額の二分の一パーセントに等しき金額を會社に支拂ふべし。斯かる支拂の半額は前記基金への加盟を許可せられたる場合において一時拂ひにてなさるべきものとし、其の残額は本會社理事會の請求により隨時支拂はるべきものとす。會社の定むる相當の期間内に前記各加盟者は一九三四年六月十五日における預金者の数及び前記保険に適格なる預金の總額を記載せる同様の陳述書を本會社に提出し、且つ前記の加盟を許可せられたる場合に提出せる陳述書

に含まれたる時期以後における前記預金増加額の二分の一パーセントに等しき金額を前記支拂方法と同様の方法により本會社に支拂ふべし。一九三四年七月一日以前において會社が本項に基く債務辨済に充つべき資金の増加を必要とする場合においては何時にても本基金の加盟者は其の時期までに會社に支拂ひたる總額を超過せざる金額においてのみ追加割當を賦課せらるべきものとす。本基金の加盟者にして一九三四年六月三十日以前において預金債務の辨済不能に基き閉鎖せられたるものある場合においては、會社は本條(一)項の規定に遵ひて斯かる加盟者の保険附預金債務を支拂ふべし。但し會社は如何なる預金所有者の承認せられたる正味請求額

に基く場合と雖も二千五百弗以上を支拂ふことを得ず。加盟州法銀行に關する前記(一)項の規定は本項に關しては本基金の加盟者にして聯邦準備制度の加盟者にあらずるものに對しても之を擴張適用す。本項の規定は本基金加盟者の預金にして一九三三年三月十日以來正常銀行業務の過程における引出に利用し得るに到りたるものに對してのみ之を適用す。會社は一九三四年七月一日以前において本基金の運用費及び其の回收豫定額を考慮し、本基金の一切の債務の支拂に充當したる上において本基金に生ずべき残額を見積るべし、會社は前記見積残額を自ら公平と思惟する割合により一九三四年七月一日までに閉鎖せられたるもの以外の本基金加盟者に支拂ふべきものとす。

本基金の加盟者たる各州法銀行は一九三四年七月一日以後本項の利益を享受せんがために、前記當日以前において、加盟銀行となりたる場合に引受け且つ拂込むことを要する會社のA種株式に應募し且つ拂込み、又は斯かる銀行が其の組織の基礎法律によりて前記株式の購入を許可せられざる場合においては該銀行が前記株式引受のため支拂ふことを要すべかりし金額に等しき金額を會社に預託すべし。其の後に於ては斯かる州法銀行は一九三六年七月一日に到るまで斯かる利益を享受することを得。如何なる方法においても非加盟州法銀行に不利なる如く國法若は加盟州法銀行に有利なる如く差別的待遇をなすこと無く、一切の銀行に對し均等なる機會を以て

本條の利益を享受せしむる様規定することを以て本條の趣旨とす。

如何なる銀行と雖も其の株式資本が聯邦準備制度に加盟することとを許可せらるゝ資格に必要な額に達せざることとを理由として不利なる取扱を受くることなし。

第九條 聯邦準備法第十三條第八項（D.S.C. 第十二章第三百四十七條）は之を次の如く改正す――

聯邦準備銀行は十五日を超えざる期間内において其の加盟銀行に對し合衆國の債券、證券、債務證書若は財務省證券の預託若は質入、又は本法第十三條（a）に基きて聯邦準備銀行による買上に適格なる聯邦中期信用銀行の社債若は其の他の類似の債務證書の預託若は質

入によりて担保せらるゝ前記加盟銀行の約束手形を担保として貸付をなし、且つ九十日を超えざる期間内において本法の規定に基き聯邦準備銀行による再割引若は買上に適格なる約束手形、送金手形、為替手形若は銀行引受手形により担保せらるゝ前記加盟銀行の約束手形を担保として貸付をなすことを得。總て斯かる貸付は聯邦準備銀行の定むる利率を以てなさるべく、該利率は聯邦準備局による審査及び決定に服すべきものとす。斯かる貸付のなされたる加盟銀行にして該貸付の存續期間内において當該準備區の準備銀行若は聯邦準備局より公式に反對の注意ありたるに拘らず株式、社債若は其の他類似の債務證書を担保とする貸付、又は株式、社債若は其の他の投資證券（合衆國國債を除

く)の購入及び(又は)買置のために担保附若は無担保の債務證書、約束手形若は為替手形を担保として株式取引員、投資店若は證券取引業者に對して貸付をなしたるもの有る場合においては、前記貸付は直ちに期限到来し且つ支拂はるべきものと看做さるべく、斯かる加盟銀行は聯邦準備局の定むる期間内本項の規定に基き當該準備局の準備銀行において貸付を受くることを得ず、但し公に募集せられたる證券の購入若は引渡を容易ならしめることを唯一の目的としてなされたる臨時的の買置若は清算貸付は本項に所謂貸付に包含せられざるものとす。

第十條 聯邦準備法第十四條(この)第十二章第三百五十三條―第三百五十八條)を改正し其の末尾に新たに次の

一項を追加す――

(g) 聯邦準備局は外國の銀行若は銀行家又は一團の銀行若は銀行家との間に聯邦準備銀行が取り結ぶ一切の關係及び取引に對し特別の監督をなし、且つ斯かる關係及び取引は總て準備局の定むる規則、條件及び制限に服すべきものとす。聯邦準備銀行の職員若は其の他の代表者は豫め聯邦準備局の許可を得るにあらざれば外國の銀行若は銀行家の職員若は代表者と如何なる種類の商議をも行ふことを得ず。聯邦準備局は其の裁量により其の指名する一人若は数人の代表者を以て一切の會議若は商議において自己を代表せしむる権利を有す。一切の會議若は商議の十分なる報告及び取結ばれたる一切の協商若は協定若は取引並に斯かる會議若

は商議に附随する其の他一切の素材的事實は當該會議  
若は商議に参加したる各聯邦準備銀行の正當の権限を  
有する職員による書面を以て聯邦準備局に提出せらる  
べきものとす。

第十一條(2) 聯邦準備法第十九條(1)の第十二章第四百  
十二條、第三百七十四條、第四百六十一條、第四百六  
十六條、第六附錄第十二章第四百六十二條(2)は其の  
第六項の後に次に次の一項を挿入することにより之を  
改正す――

加盟銀行は金融機関にあらざる會社、組合、協會、事  
業トラスト若は個人が株式、社債及び其の他の投資證  
券を担保として株式、社債及び其の他の投資證券の仲  
買人若は取引業者に貸付をなす場合における仲介機関

若は代理機関として行動することを得ず。總て本條の  
規定に違背したる加盟銀行は其の各々の違背の繼續す  
る限り一日につき百弗以下の料料に處す。斯かる料料は  
訴訟其の他の方法により該加盟銀行の所在準備區の聯  
邦準備銀行によりて徴收することを得。

(b) 聯邦準備法第十九條を改正し其の末尾に次に次の  
一項を追加す――

加盟銀行は其の方法の如何を問はず直接若は間接に其  
の當座預金に對して利子を支拂ふことを得ず。本條の  
規定は從前誠實に締結せられ本項制定の當日效力を有  
する一切の預金若は其の他の契約證書の條件に遵ひて  
利子を支拂ふことを何ら妨ぐるものにあらず。但し斯  
かる預金若は其の他の契約證書は本項に準據する如く

改正せらるゝにあらざれば之を更新若は擴張することを得ず。且つ一切の加盟銀行は能ふ限り速かに其の契約上の義務に背かざる限りにおいて本條の規定に準據するに必要なる手續を履踐すべきものとす。本項は加盟銀行の預金にして其の外國所在の營業所においてのみ支拂はるゝもの及び相互貯蓄銀行のなしたる一切の預金若は州、郡、学区、其の他の支區若は市によりて又は其のためになされたる公共資金の預託にして之に關し州法に基きて利子の支拂を必要とするものには之を適用せず。

聯邦準備局は定期預金に對して加盟銀行の支拂ふ利子歩合を規則により隨時制限することを要し、且つ満期日若は引出若は拂戻に關する條件を異にし又は地域を

異にすることに基きて條件を異にする定期預金及び貯蓄預金に對する前記の利子支拂に關し異なる歩合を定むることを得。加盟銀行は如何なる定期預金をも其の満期日以前に支拂ひ、又は同一の要件を有する一切の貯蓄預金に關してなさるゝにあらざれば如何なる貯蓄預金に對しても支拂前に通知をなすべき要件を拋棄することを得ず。

(c) 一九一〇年六月二十五日裁可せられたる「拂戻に對して政府の保證ある利附貯金を受入るゝ郵便貯金預託所の設置及び其の他の目的のための法律」(この第三十九章第七百十八條)なる名稱を有する法律の改正法第八條を改正し其の第一條の條文を削除し次の條文を以て之に代ふ。

預金者は六十日の報告を以て及び逓信長官の定むる規則に遵つてのみ自己に属する預託資金及び其の経過利子の全部若は一部を引出すことを得。前記資金の一部は要求次第之を引出すことを得。但し斯かる引出額に對しては一九三三年銀行法の制定當日までに経過せる利子を除く外何らの利子を亦支拂ふこと無し。郵便貯金預託所は逓信長官の定むる規則に據り加盟銀行の定期預金として資金を預託することを得。

(d) 一九一〇年六月二十五日裁可せられたる「拂戻に對し政府の保證ある利附貯金を受入る、郵便貯金預託所の設置及び其の他の目的のための法律」なる名稱を有する法律の改正法第九條第二段の條文(この第三十

九章第七百五十九條)を改正し其の末尾の「要求拂預金」なる語の直後に「コン及び次の條文を追加す——」但し前記預金にして改正聯邦準備法第十二條Bに基き保險せらるゝ部分に就ては何ら斯かる担保を必要とすること無し。

第十二條 聯邦準備法第二十二條(c)の第十二章第三百七十五條、第三百七十六條、第五百三條、第五百九十三條——

第五百九十五條、第六附録第十二章第五百九十三條)を改正し其の末尾に次に次の一項を追加す——  
(g) 如何なる加盟銀行の業務執行員と雖も自己の所屬

加盟銀行より貸付を受け又は其の他の方法により債務を負担することを得ず、且つ加盟銀行は其の業務執行員に對して貸付又は其の他の方法による信用擴張を行ふことを得ず。但し従前斯かる職員に對してなされた

る貸付は健全なる銀行業務と背反せざる限り本項效力  
 發生日以後二箇年を超えざる期間内之を更新若は擴張  
 することを得。加盟銀行の業務執行員にして自己の所  
 屬加盟銀行以外の銀行より貸付を受け又は債務を買ひ  
 たるものは其の所屬加盟銀行の取締役會々長に書面を  
 以て斯かる貸付若は債務の期日及金額、其れに對する  
 担保及び前記金額の用ひられたる又は用ひらるべき目  
 的を陳述せる報告を提出すべし。總て本項の規定に違  
 背したる加盟銀行の業務執行員は輕罪を以て論じ一箇  
 年以下の禁錮若は五千弗以下の罰金若は其の両者に處  
 す。總て本項の規定に違背したる加盟銀行は一萬弗以  
 下の罰金に處し、且つ更に前記貸付若は信用擴張額に  
 等しき罰金に處することを得。

第十三條

聯邦準備法を改正し其の第二十三條及び第二

十四條（U.S.C. 第十二章第六十四條及び第三百七十一

條、第六附録第十二章第三百七十一條）の間に新に次

の一條を挿入す――

第二十三條（A）加盟銀行は（一）其の子會社に對し貸付若

は信用の擴張をなし又は子會社より買戻し約定附にて

證券を買上ぐること、（二）其の資金を斯かる子會社の

株式、社債若は其の他の債務證書に投資すること、（三）

個人、組合、協會若は會社に對してなされたる貸付の

担保として斯かる子會社の株式、社債若は其の他の債

務證書を受取ることを得ず。但し單一の子會社の場合

において前記貸付、信用擴張、買戻約定、投資及び

前記担保附貸付の總額が前記加盟銀行の株式資本及び



剰餘金の一割を超過せず、又は一切の子會社の場合に  
 おいては前記貸付、信用擴張、買戻約定、投資及び前  
 記担保附貸付の總額が前記加盟銀行の株式資本及び剰  
 餘金の二割を超過せざる範圍においてはこの限りに在  
 らず。  
 前記制限の範圍内においては、子會社に對する總ての  
 種類若は性質の貸付若は信用擴張は其の各々の貸付若  
 は信用擴張のなざる、當時において當該貸付若は信用  
 擴張額より少くとも二割、又は斯かる貸付若は信用擴  
 張が州若は其の下における政治地區若は其の代理機關  
 の債務證書を以て担保せらる、場合においては其の額  
 より少くとも一割高さ市價を有する株式、社債若は其  
 の他類似の債務證書を以て担保せらるゝことを要す。

但し本項の規定は合衆國政府、聯邦中期信用銀行、聯  
 邦土地銀行、聯邦住宅貸付銀行若は住宅所有者貸付會  
 社の債務證書、又は聯邦準備銀行による再割引若は買  
 上に適格なる約束手形、送金手形、為替手形若は銀行  
 引受手形によりて担保せらる、貸付若は信用擴張には  
 之を適用せず。前記子會社の取締役、書記、又は其の  
 他の使用人若は代表者に對する貸付若は信用擴張は該  
 貸付の手取金が前記子會社の利益に用ひられ、又は之  
 に移轉せられたる限度において前記子會社に對する貸  
 付と看做す。  
 本條において「子會社」なる語は子會社は素より持株  
 會社をも包含するものとし、且つ本條の規定は子會社  
 として(一)専ら其の親子關係に在る加盟銀行の建物保

有に從事するもの、(二)専ら安全預託業務又は農業信用會社若は家畜貸付會社の業務の執行に從事するもの、(三)聯邦準備法第二十五條により其の株式に國法銀行が投資する権能を有するもの、(四)聯邦準備法第二十五條(a)に遵ひて組織せられたるもの、(五)専ら合衆國政府、聯邦中期信用銀行、聯邦土地銀行、聯邦住宅貸付銀行若は住宅所有者貸付會社の債務證書保有に從事するものには之を適用せず。但し斯かる子會社に關しては、加盟銀行による貸付及び株式社債若は其の他類似の債務證書への投資に適用せらるる法律の他の規定は引續き斯かる銀行に之を適用す

第十四條 聯邦準備法を改正し其の第二十四條及び第二十五條(U.S.C. 第十二章第三百七十一條及び第六百條)第六百五條

第六附錄第十二章第三百七十一條)の間、間に新に次の一條を挿入す――

第二十四條(A)爾後國法銀行は通貨監理官の同意を得、加盟州法銀行は聯邦準備局の同意を得るにあらざれば(一)銀行建物又は斯かる銀行の建物を保有する會社の株式、社債若は其の他の債務證書に投資すること、(二)前記會社に對し又は其の株式を担保として貸付をなすことを得ず。但し斯かる投資及び貸付の總額が斯かる銀行の株式資本の總額を超過せざる場合は此の限りにあらず

第十五條 聯邦準備法を改正し其の第二十五條(a)(c)の、第十二章第六百十一條――第六百三十一條)の後に新に次の一條を挿入す――

第二十五條(b) 法律の他の一切の規定に拘らず、合衆國の法律に基きて組織せられたる會社が原告若は被告となり、直接的たると又は代理人により又は所有權に基き又は合衆國の屬領、島嶼地若は外國における支店若は出張所の統制を通じたとを問はず、國際的若は外國の銀行業務又は合衆國の屬領若は島嶼地における銀行業務を含む取引、又は其の他の國際的若は外國の金融業務に基きて提起せらるる、普通法若は衡平法裁判所における一切の民事訴訟は合衆國の法律に基きて提起せらるるものと見做し、且つ合衆國の區裁判所は一切の斯かる訴訟に對し原始的管轄權を有す。前記訴訟の被告は其の審理前においては何時にも裁判移送に關し法律によりて特に規定せられたる手續に遵ひ斯かる

訴訟を州裁判所より管轄區の合衆國區裁判所に移送せしむることを得。斯かる移送は當該事件の審理に何ら不當の遲滯を生ぜしむること無く、且つ前記移送事件は最初の州裁判所において與へられたる裁判豫定日に相當する裁判豫定日を移送せられたる合衆國裁判所に、おいて與へらるべきものとす。法律の他の一切の規定に拘らず、聯邦準備銀行が原告若は被告となり普通法若は衡平法裁判所において行はるる一切の民事訴訟は合衆國の法律に基きて提起せらるるものと見做し、且つ合衆國の區裁判所は斯かる訴訟に對し原始的管轄權を有す。前記訴訟の被告たる聯邦準備銀行は其の審理前においては何時にも裁判移送に關し法律によりて特に規定せられたる手續に遵ひ

斯かる訴訟を州裁判所より管轄區の合衆國區裁判所に移送せしむることを得。州、郡、市若は合衆國の裁判所における訴訟若は訴訟手續の最終判決以前においては、聯邦準備銀行若は其の財産に對し差押へ若は執行を開始することを得ず。

第十六條 改訂法典第五千百三十六條「第七號」(この第十  
二章第二十四條、第六附録第十二章第二十四條)は之を次の如く改正す——

第七號 其の取締役會又は正當に権限を與へられたる職員若は代理機關により銀行業務の經營に必要なるべき一切の附隨的権能を行使するため、法律に遵ひて約束手形、送金手形、為替手形及び其の他の債務證書の割引及び賣買、預金の受入、為替、鑄貨及び地金の

賣買、人的担保による貸付、並に本章の規定に遵ひて銀行券を取得し、發行し及び流通せしめること。前記銀行業會社による投資證券の取引業務は償還義務なき證券に就き専ら其の顧客の注文及び勘定においてなされ如何なる場合においても自己の勘定においてなされざる賣買に限らるべく、且つ前記會社は如何なる證券の發行を引受くることを得ず。前記會社は通貨監理官が規則を以て定むる限界及び制限内において自己の勘定において投資證券を購入することを得るも、(一)如何なる場合においても本條の改正が効力を生じたる後購入せられ且つ當該會社が自己の勘定において保有する一の債務者若は發行者の投資證券の總額は其の發行總額の一割を超過することを得ず。但し本制限

は發行總額が十萬弗を超過せず且つ前記會社の資本金の五割を超過せざる場合には之を適用せず、(二)如何なる場合においても本條の改正が効力を生じたる後購入せられ且つ前記會社が自己の勘定において保有する一の債務者若は發行者の投資證券の總額は前記會社の實際に拂込まれ且つ減損せられざる資本金の一割五分及び其の減損せられざる剩餘基金の二割五分を超過することを得ず。本條に用ひられたる「投資證券」なる語は市場において取引せらるる債務證券にして社債、證券及び「又は」今後規則を以て通貨監理官の定め得る「投資證券」なる語の定義に基き「投資證券」として一般に知られたる債務證券の形式における個人、組合、協會若は會社の債務を表示するものを意味す。以

下に規定せられ又は別段の法律を以て許容せられたる場合を除き、本條の規定は前記國法銀行業會社による如何なる會社の株式購入をも許容するものにあらず。投資證券の取引、發行、引受及び自己の勘定における購入に對する本條の限界及び制限は合衆國國債、又は州若は其の下における政治地區の債務證券、又は改正聯邦農地貸付法に基き若は聯邦住宅貸付銀行若は住宅所有者貸付會社によりて發行せられたる債務證券には之を適用せず。但し一般に安全預託業務として知られたる業務の経営に際しては、前記會社は其の實際に拂込まれ且つ減損せられざる株式資本の一割五分及び其の減損せられざる剩餘金の一割五分を超過する金額において、安全預託業務経営のため州法の下に組織せら

れたる一の會社の株式資本に投資することを得ず。  
投資證券取引に關する本條の制限は本法裁可日以後一  
箇年に於て其の效力を生ず。

第十七條 (a) 改訂法典第五千三百三十八條 (c) の第十二  
章第五十一條第六附録第十二章第五十一條 (b) は之を次  
の如く改正す

第五千三百三十八條 本條の改正が効力を生じたる後に  
おいては十萬弗以下の資本金を以ては如何なる國法銀  
行業會社をも組織することを得ず。但し人口六千人を  
超過せざる地においては五萬弗以上の資本金を以て前  
記會社を組織することを得。人口五萬人を超過する市  
においては二十萬弗以下の資本金を以て前記會社を組  
織することを得ず。但し斯かる市の外部の地域にして

州法により十萬弗若は其れ以下の資本金を以て州法銀  
行を組織することをの許容せらるゝ所においては、現在  
組織せられ若は將來組織せらるべき國法銀行業會社は  
通貨監理官の同意を得て十萬弗を降らざる資本金を有  
すれば足る。

(b) 聯邦準備法第九條第十項 (c) の第十二章第三百二十  
九條 (b) は之を次の如く改正す

聯邦準備銀行への加盟を申請する銀行は其の所在地に  
おいて改正國法銀行法の規定に基き國法銀行業會社た  
り得る資格に十分なる減損せられざる拂込済資本金を  
有するにあらざれば前記申請を許容せらるゝことを得  
ず。但し本項の規定は本項の改正が効力を生ずる日以  
前に組織せられ、其の所在地の人口三千人を超過せず

且つ二萬五千円を降らざる資本金を有する州法銀行及び信託會社、並に前記の如き所在における州法銀行若し信託會社にして本法第十二條Bに基く保險の利益を受くる資格を有するに拘らず其の資本金を二萬五千円以上に増加したるものには之を適用せず。

第十八條 改訂法典第五千三百三十九條（C.S.C. 第十二章第五十二條、第六附録第十二章第五十二條）を改正し其の末尾に新に次の一項を追加す——

一九三三年銀行法の制定後一箇年を経過したる後において、前記銀行業會社の株式を表示する證書は加盟銀行、又は本項の効力發生日に存在し且つ専ら前記銀行業會社の建物の保有に従事する會社、以外の一切の會社の株式を表示すること無く、且つ前記銀行業會社

の株式を表示する證書の所有、賣却若し移轉は如何なる方法においても加盟銀行以外の一切の會社の株式を表示する證書の所有、賣却若し移轉によりて條件附けらるゝこと無し。

第十九條 改訂法典第五千四百四十四條（C.S.C. 第十二章第六十一條）は之を次の如く改正す——

第五千四百四十四條 總て取締役の選舉において各株主は選出すべき取締役の總數に對して其の保有株數の投票をなし、又は斯かる株數を一括して一人の候補者に對し前記取締役總數に前記保有株數を乗じたる數の投票をなし、又は前記株數を自ら適當と思惟する數の候補者の間に同一の原理に基きて分配し投票することを得、其の他株主總會における總ての問題の決定に

際しては各株主は其の保有株式の各々に付一の投票を  
 なすことを得。但し(一)其れ自身の株式にして唯一の  
 受託者としての國法銀行により保有せらるゝものは投  
 票せられず、且つ其れ自身の株式にして國法銀行及び  
 受託者としての一人若は一人以上の個人によりて保有  
 せらるゝものは恰も前記一人若は一人以上の個人が唯  
 一の受託者なる場合と同様の方法により斯かる受託者  
 としての個人によりて投票せらるべく、(二)國法銀行  
 の持株會社によりて支配せらるゝ株式は斯かる持株會  
 社が以下に規定せる方法により前記株式の投票せらる  
 場合に於いて有效なる投票許可を得るにあらざれば  
 投票せらるゝことを得ず。株主は書面を以て正當に権  
 限を附與せる代理委任狀により投票することを得。但

し斯かる銀行の職員、書記、金銭出納係若は記帳係は  
 前記代理人となることを得ず、且つ期限経過未拂債務  
 を有する株主は投票することを得ず。  
 本條の適用に關しては直接若は間接に持株會社により  
 て支配せられ、又は其の株主若は加盟者の利益のため  
 に受託者によりて保有せらるゝ株式は之を持株會社に  
 より支配せらるゝものと看做す。  
 斯かる持株會社は聯邦準備局に對し總ての取締役選舉  
 及び斯かる銀行の株主總會における一切の問題の決定  
 に際し、斯かる會社によりて支配せらるゝ各株式に付  
 一の投票をなす資格を附與し、又は前記持株會社若は  
 其の株主のために該株式を保有する一人若は数人の受  
 託者に對し同様の投票をなす権能を附與する投票許可



を申請することを得。聯邦準備局は其の裁量により公益の必要とする所に遵ひ前記申請を許容若は却下すべし。斯かる申請の處理に際しては準備局は該申請者の金融事情、其の経営の一般的性質及び該申請許可の前記銀行の業務に及ぼす効果を考慮すべし。但し斯かる許可は以下の條件に遵ふにあらざれば與へらるゝことを得ず――

(a) 前記持株會社が斯かる許可の申請をなすに際しては、(一) 其の親子関係にある銀行の検査のために定められたると同一の日において正當に前記銀行の検査をなす権能を有し且つ斯かる持株會社に就き前記銀行と該持株會社との関係及び當該関係の前記銀行の業務に及ぼす効果に關する検査をなす検査官を容認し、且つ

該検査に要する経費は之に服する持株會社において負担すること、(二) 前記検査官の報告は前記子會社と前記銀行との関係及び當該関係の前記銀行の業務に及ぼす効果を限り無く明示するに必要なる情報を包含すること、(三) 前記検査官は當該持株會社によりて所有若は支配せらるゝ各銀行につき個別的にも又當該持株會社によりて所有若は支配せらるゝ他の諸銀行との関係に關する検査をなし得ること、(四) 斯かる銀行の内容に關する個別的若は結合的なる陳述の公表を要求せられ得ることと同意すべきものとす。

(b) 一九三三年銀行法の制定後五箇年を経過したる後において、斯かる持株會社は總て(一) 如何なる種類の留置権、質権若は抵當権にも服することなく容易に

賣却し得る銀行株式以外の資産を、當該持株會社によ  
りて支配せらるゝ一切の銀行株式の額面價格總計の一  
割二分を降らざる額にして、且つ該資産額が前記銀行  
株式の額面價格總計の二割五分に達するまでは年々前  
記額面價格總計の二分を降らざる割合を以て増加せら  
るべき額において保有し、且つ又前記許可の有効期間  
中引續き之を保有すべきものとし、(二)斯かる資産が  
當該持株會社によりて支配せらるゝ一切の銀行株式の  
額面價格總計の二割五分に達するまでは現に發行中の  
前記會社自身の株式の帳簿價格につき年六分以上の純  
利益は總て銀行株式以外の容易に賣却し得べき資産に  
再投資すべきものとす。

(c) 以上の如き本條の規定に拘らず一九三三年銀行法

の制定後五箇年を経過したる後において、(一)斯か  
る持株會社にして其の銀行株式の支配に基きて課せら  
れたる一切の法定債務に對し、當該會社の株主若は加  
盟者が該會社に對する投資額に附加して夫々保有する  
前記會社の株式數に比例して個々別々に債務を負ふも  
のにおいて、其れ自身の現在發行株式の帳簿價格に  
つき年六分以上の純利益より該會社によりて支配せら  
るゝ銀行株式の額面價格總計に對し年一割二分を降ら  
ざる金額において容易に賣却し得る資産の準備を決定  
し且つ維持することを以て足る。(二)本條の規定に基  
きて斯かる持株會社の保有すべき資産は該會社により  
其の親子関係に在る銀行の資本更新及び斯かる銀行に  
おいて生じたる損失補充に用ひらるゝことを得。但し

斯かる使用の結果生じたる前記資産の不足は聯邦準備局が其の規則を以て定むる期間内に補填さるべきものとす。

(d) 斯かる持株會社の職員、取締役、代理人及び使用人にして當該會社の一切の帳簿、報告若は陳述に虚偽の記載をなしたるものは改訂法典第五千二百九條(c)の第十二章第五百九十二條に基き加盟銀行の職員、取締役、代理人及び使用人に適用せらるゝと同一の罰則に服すべきものとす。

(e) 總て斯かる持株會社が前記投票許可を申請する場合において、(一) 該會社が株式、社債、手形其の他如何なる種類の證券に付ても元賣若は賣捌若はシンゲケート参加により發行、募集、引受、公賣若は分配を

なすことを主たる目的として設立せられ又は主たる業務とする一切の會社、事業トラスト組合若は其の他類似の組織(以下單に「證券會社」と稱す)を所有又は支配し又は之に利害關係を有し及び其の経営若は指導に参加し居らざることとを證明し、(二) 斯かる許可の有効期間内においては前記證券會社を所有又は支配し又は之に利害關係を有し及び其の経営若は指導に参加すること無き旨の同意をなし、(三) 斯かる許可の申請をなすに當つて斯かる會社が前記證券會社を所有又は支配し又は之に利害關係を有し又は其の経営若は指導に参加し居る場合においては前記申請提出後五年以内に其の證券會社に對する所有、支配若は利害關係を拋棄し又は其の経営若は指導に参加することを中止し、且つ

其の後該許可の有効期間内においては更に斯かる證券  
 會社を所有又は支配し又は之に利害關係を有し又は其  
 の経営若は指導に参加すること無き旨の同意をなし、  
 (四)爾後現與の純利益からのみ配當をなすべき旨の同  
 意をなすべし。  
 持株會社にして一九三三年銀行法の何れかの規定又は  
 本條の規定に遵ひて締結せられたる何れかの協定に違  
 背したるものあることが聯邦準備局の知る所となりた  
 る場合においては何時にても、聯邦準備局は當該持株  
 會社に對し書留郵便による六十日の豫告を以て其の意  
 圖を通知し、且つ當該會社に聽問の機會を與へたる後、  
 其の裁量により前記投票許可を撤回することを得。  
 聯邦準備局が前記投票許可を撤回したる場合において

は常に當該許可の撤回を受けたる持株會社によりて株  
 式を支配せらるゝ國法銀行は合衆國公共資金の預託を  
 受くることを得ず、且つ斯かる國法銀行は前記持株會  
 社によりて支配せらるゝ當該銀行の株式に就き前記持  
 株會社に對して爾後何らの配當をも支拂ふことを得ず。  
 前段に規定せる如く聯邦準備局が投票許可を撤回した  
 る場合においては、當該持株會社によりて株式を支配  
 せらるゝ國法銀行の一部若は全部の有する権利、特權  
 及び特典は聯邦準備局の裁量により聯邦準備法第二條  
 に遵ひて剝奪せらるべし。

第二十條 本法制定後一箇年を経過したる後においては、  
 如何なる加盟銀行と雖も本法第二條 (b) に規定せられ  
 たる方法において元賣若は賣捌若はシンゲケート参加

によりて株式、社債、短期證券若は其の他の證券の發行、募集、引受、公賣若は分配を主たる業務とする一切の會社、協會、事業トラスト若は其の他類似の組織と親子關係に入ることを得ず。總て本條の規定に違背したる場合においては之に關與せる加盟銀行は斯かる違背の繼續する限り一日につき一千弗を超えざる料料に處す。斯かる料料の金額は聯邦準備局が其の裁量によりて之を定め、且つ其の算定ありたる場合においてハ訴訟其の他の方法により聯邦準備銀行之を徵收することを得。

聯邦準備局が前記違背の中止を警告したる後六箇月の間引継ぎ之を中止せざる場合において、(2)該違背者が國法銀行なるときは、國法銀行法に基きて當該銀行

に附與せられたる一切の權利、特權及び特典は聯邦準備法第二條(1)の第十二章第四百十一條、第二百二十二條——第二百二十五條、第二百八十一條——第二百八十六條及び第五百二條)に規定せられたる方法により剝奪せらるべく、(b)違背者が加盟州法銀行なるときは、其の聯邦制度加盟者たる一切の權利及び特權は聯邦準備法第九條(1)の第十二章第三百二十一條——第三百三十二條)に規定せられたる方法により剝奪せらるべし。

第二十一條(a)本法制定後一箇年を経過したる後においては次の各號に該當する事項は之を違法とす——

(一)個人、組合、會社、協會、事業トラスト若は其の他類似の組織にして元賣若は賣捌若はシンデケート参加によりて株式、債券、社債、短期證券、若は其の他

の證券の發行、引受、賣却若は分配に従事せるものが同時に其の程度の如何を問はず小切手の振出、又は通帳、預金證書若は其の他の債権證書の提出、又は預金者の要求に基きて拂戻をなすべき預金の受入に従事するること。

(二) 州法若は聯邦法に基く検査及取締に服する金融機関若は個人銀行業者以外の個人、組合、會社、協會、事業トラスト若は其の他類似の組織が其の程度の如何を問はず小切手の振出、又は通帳、預金證書若は其の他の債権證書の提出、又は預金者の請求に基きて拂戻をなすべき預金の受入に従事すること。但し斯かる個人、組合、會社、協會、事業トラスト若は其の他類似の組織が通貨監理官若は當該準備區の準備銀行による

定期検査に服し、且つ資産及び負債の詳細を明示せる定期の事業報告を公表し、且つ又前記検査及び事業報告が同一地方において營業せる國法銀行業會社に關し現に法律を以て規定せると同一の時期において同一の方法により且つ同一の效果及び罰則に遵ひてなさる、場合は此の限りにあらず。

(b) 總て本條の規定の何れかに故意に違背したる者は判決により五千弗以下の罰金若は五年以下の禁錮若は其の両者に處す。情を知りて斯かる違背に参加したる個人、組合、會社、協會、事業トラスト若は其の他類似の組織の職員、理事、使用人若は代理人は同様の罰金若は禁錮若は其の両者に處す。

第二十二條 改訂法典第五千五百一十一條 (U.S.C. 第十二

章第六十三條及び第六十四條)の規定により國法銀行業  
會社の持株に課せられたる追加責任は斯かる會社の株  
式にして本法制定日以後に發行せられたるものに関し  
ては之を適用せず。

第二十三條 改訂法典第五千百五十五條(c)項(c)第十

二章第三十大條)は之を次の如く改正す――

(c) 國法銀行業會社は通貨監理官の承認を得て新に支  
店を設置し且つ營業をなすことを得るも、(一)當該會  
社の所在する市、町、若は村内に設置する場合におい  
ては其の當時において斯かる設置及び營業が當該州の  
法律により州法銀行に對し明白に許容せられ居ること  
及び(二)當該會社の所在する州内の何れかの地點に設  
置する場合においては斯かる設置及び營業の權能が當

該州の正文法において單に解釋的若は默認的にはあら  
ずして特別なる明文を以て州法銀行に許容せられ居り  
且つ該州法による州法銀行に課せられたる位置の制限  
に服することを要す。斯かる會社は五十萬弗以上の減  
損せられざる拂込資本金を有するにあらざれば其の  
所在市、町若は村以外の地に支店を設置することを得  
ず。但し人口百万人に充たざる州にして人口十萬人以  
上の都市を有せざるものにおいては前記資本金は二十  
五萬弗以上にて足り、人口五十萬人に充たざる州にし  
て人口五万人以上の都市を有せざるものにおいては前  
記資本金は十萬弗以上にて足る。

改訂法典第五千百五十五條(d)項(c)第十  
三十大條)は之を次の如く改正す――  
第十二章第

(d) 總て國法銀行業會社及び其の支店の資本金總額は如何なる場合においても斯かる會社及び其の支店の所在する諸地點において同数の國法銀行業會社を設置するのために法律により必要とせらるる、最低資本總額を降ることを得ず。

第二十四條 (2) 一九一八年十一月七日裁可せられたる「國法銀行業會社の合併を規定する法律」なる名稱を有する法律の改正法第一條及び第三條 (U.S.C. 第十二章第三十三條、第三十四條及び第三十四條) は其の各條の「郡、市、町若は村」なる語を削除し、且つ之に代へて「州、郡、市、町若は村」なる語を挿入することにより之を改正す。  
(b) 一九一八年十一月七日の法律改正法第三條は其の第

二條の條文を削除し、且つ之に代へて次の條文を挿入することにより更に之を改正す。――  
斯かる合併會社の株式資本は該會社の所在地において現行法により國法銀行業會社の組織のために必要とせらるる、額を降ることを得ず。斯かる合併又は本法第一條に基く二若は二以上の國法銀行業會社の合併に際しては當該合併に参加する組成銀行及び國法銀行の各の社團は合併國法銀行業會社に吸収せられて存續し、且つ當該合併會社は各組成金融機関と同一の會社と看做さるべし。前記組成銀行及び國法銀行業會社の各が之に屬する動産、不動産及び兩者混合の總ての種類、賦産並に訴訟産 (Chases in action) に對して有する一切の權利、特典及び利益は何らの證書又は其の他の移轉行



為を俟たずして前記合併國法銀行業會社に移轉せられ  
 且つ之に歸屬するものと見做す。  
 斯かる合併國法銀行業會社は當該合併により、裁判所  
 若は其の他による何らの命令若は其の他の處置を俟た  
 ずして、受託者、遺言執行者、管財人、株式及び社債  
 登録者、未成年者財産管理人、官選若は私選破産管財  
 人、心神喪失者の財産管理委員又は其の他一切の受託  
 者たる資格に任命、指定及び指令せられ、且つ斯かる  
 ものとしての他の一切の権利及び利益を含めて財産、  
 特典及び利益の總てを前記合併の當時において前記組  
 成銀行が保有若は享有したると同一の方法若は程度に  
 おいて保有若は享有すべし。但し斯かる合併の當時に  
 おいて前記組成銀行の何れか、裁判所の任命によりて

受託者、遺言執行者、管財人、株式及び社債登録者、  
 未成年者財産管理人、官選若は私選破産管財人、心神喪  
 失者の財産管理委員又は其の他一切の受託者たる資格  
 における事務に従事しつゝ、ある場合においては當該合  
 併國法銀行業會社は管轄権ある裁判所により前記合併  
 前の組成銀行に對すると同一の方法により且つ同一の  
 程度において排除せらるゝことあるべし。本條の規定  
 は如何なる意味においても裁判所が斯かる合併國法銀  
 行業會社を排除し之に代へて他の受託者、遺言執行者  
 又は其の他の受託者たる資格を有する者を任命する権  
 利を毀損すること無し。但し斯かる権利は國法銀行業  
 會社に不利なる差別待遇をなす如き方法において行使  
 せらるゝこと無く、且つ斯かる合併會社は單に國法銀

行業會社なりとの事實に基きて排除せらるゝこと無し。  
第二十五條 改訂法典第五千九十七條（U.S.C. 第十二章

第八十五條）は之を次の如く改正す――

國法銀行業會社は其のなしたる一切の貸付若は割引に對し、又は一切の約束手形、為替手形若は其の他の債務證書に對し其の所在州、准州若は準備區の法律により許容せらるゝ利率又は當該銀行所在準備區の聯邦準備銀行において行はるゝ九十日期限の商業手形に對する割引歩合より一分丈け高率なる利率の何れか高き方により且つ之を超えざる利子を受領、保留若は徴收することを得。但し州法に基きて組織せられたる銀行に對し州の法律により異なる利率の制限ある場合においてハ斯かる州において本章の規定に基き組織せられ若は

存在する國法銀行に對しては斯かる制限利率を許容せらるべし。州、准州、若は準備區の法律により何ら利率の制限無き場合においては、前記銀行は七分を超えざる利率又は當該銀行所在準備區の聯邦準備銀行において行はるゝ九十日期限の商業手形に對する割引歩合より一分高率なる利率の何れか高き方により利子を受領、保留若は徴收することを得べく、斯かる利子は前記約束手形、為替手形若は其の他の債務證書の期限に

つきて之を算定し豫め徴收することを得。  
第二十六條（a）改訂法典第五千二百條第一項第二段（U.S.

）の第十二章第八十四條、第六附録第十二章第八十四條を改正し其の末尾の「剩餘金」なる語の直後に次の條文を挿入す――

且つ會社の債務に關しては當該會社が過半の利益を所有若は支配する一切の從屬會社の總債務を包含すべきものとす。

(b) 本條によりてなされたる改正は該改正の效力發生當時國法銀行によりて保有せらるゝ從屬會社の債務には之を適用せず。

第二十七條 改訂法典第五千二百十一條(この)第十二章第百六十一條 第大附錄第十二章第百六十一條)を改正し其の末尾に新に次の一項を追加す——  
 各國法銀行業會社は通貨監理官の規定する形式に遵ひ其の子會社の社長の宣誓若は證言、又は前記會社の取締役會により斯かる報告を證明すべきものとして指令せられたる他の職員の宣誓若は證言により證明せられ

たる報告にして通貨監理官が當該年度において前記國法銀行の狀況報告に關し要求すると同一の日時において以下に規定する情報を明示すべき年三回を降らざる報告を其の加盟銀行以外の子會社より受け且つ之を通貨監理官に提出すべし。本條において「子會社」なる語は子會社は素より持株會社をも包含するものとす。子會社に關する斯かる報告の各々は之に相當する國法銀行の報告と同時に通貨監理官に提出すべきものとす。但し通貨監理官は正當の理由ある場合において其の裁量により前記提出期限を擴張することを得。斯かる報告の各々は通貨監理官の判断により前記子會社と國法銀行との關係を限なく明示し、且つ監理官が斯かる關係の國法銀行の業務に及ぼす效果を知るに必要なる情

報を含むべきものとす。國法銀行は其れ自身の狀況報告に關すると同一の條件に遵ひて前記子會社の報告を公表すべし。通貨監理官は又其の判断により前記子會社と親子關係にある國法銀行の狀況に關し十分に且つ完全なる知識を得るために必要なる場合においてハ斯かる子會社に關する追加報告を要求する權能有す。本條に基きて要求せらるゝ報告を受け且つ提出することゝを怠りたる一切の親子關係に在る銀行ハ斯かる不履行の繼續する限り一日につき百弗の科料に處す。

第二十八條 (a) 改訂法典第五千二百四十條第一項 (c) の第十二章第四百八十一條 (c) を改正し其の末尾の「通貨監理官」なる語の直後に「ロン」及び次り但書を挿入す——但し國法銀行の検査をなす場合においては、検査官は

斯かる銀行と前記子會社との關係及び斯かる關係の當該銀行の業務に及ぼす効果を隈なく明示するに必要なるべき検査を加盟銀行以外の一切の子會社の業務につき併せ行ふべきものとす。斯かる子會社に對する検査の過程において要求せらるゝ情報の提出を拒みたる場合又は斯かる検査を受くることを拒みたる場合においては前記銀行の一切の權利、特權及び特典は聯邦準備法第一條 (U.S.C. 第十二章第四百十一條、第二百二十一條——第二百二十五條、第二百八十一條——第二百八十六條及び第五百二條) に遵ひて剝奪せらるべし。通貨監理官ハ斯かる検査に基きて勸獎若は提案を通知したる後百二十日以内に自己の満足する様前記勸獎若は提案に適合せざる國法銀行業會社若は子會社に關する檢

查を公表する権能を本條により附與せらる。斯かる公表に先立ち前記銀行若は子會社に對し九十日の期間を以て通知を發すべきものとす。

(b) 改訂法典第五千二百四十條(USC) 第十二章第四百八十一條)を改正し其の第一項の後に次に次の一項を追加す――

國法銀行の子會社に關する検査をなす検査官は當該子會社の一切の内容に關する徹底的なる検査をなし、及び斯かる検査をなすに際しては前記會社の職員、理事、使用人及び代理人をして宣誓をなさしめ、且つ宣誓の下に是等の者を取調べ並に自己の検査したる事項を通貨監理官に報告する権能を有す。通貨監理官は前記子會社の検査に要する経費を當該検査に服する多くの子

會社が其の検査當日において保有する財産若は資源に比例して是等の會社に割當つべし。斯かる會社にして前記経費の支辨を拒み又は前記割當のなされたる後大十日以内に其の支拂をなさざるものある場合において、前記経費は親子關係に在る國法銀行に割當てられ、且つ斯く割當てられたる場合においては當該國法銀行により支拂はるべきものとす。但し當該親子關係が二若は二以上の國法銀行の間に存する場合においては、前記経費は通貨監理官の定むる割合により前記國法銀行の一部若は全部に割當て徵收せらるゝことを得。國法銀行業會社及び其の子會社に關し本條に規定せられたる検査をなす検査官、検査官補、主任検査官及び再検査官並に斯かる検査若は其の報告に關聯して必要と

せらる、勞務に従事する職員は財務長官の同意を得て  
 通貨監理官之を任命すべし。検査官、主任検査官、再  
 検査官及び検査官補並に其の他銀行若は其の子會社に  
 對する割當金より報酬を受くる通貨監理局の職員の内  
 命及び報酬は合衆國の官吏若は使用人に適用せらる、  
 他の法律の規定に拘ることなし。前記割當金より得ら  
 る、資金は改訂法典第五千二百三十四條（U.S.C. 第十  
 二章第百九十二條）の規程に遵ひて通貨監理官之を預  
 託することを得べく國庫金若は充當金と解すべきもの  
 にあらず。通貨監理官は本條に規定せられたる検査に  
 要する経費の算定及び割當並に斯かる割當金を検査に  
 服する銀行及び（又は）子會社より徴收することに關す  
 る規則を定むる権能を有す。國法銀行の子會社にして

検査官による検査を受くることを拒み、又は斯かる檢  
 査の過程において要求せらる、情報の提出を拒むもの  
 ある場合においては之と親子關係にある國法銀行は前  
 記拒絶の繼續する限り一日につき百弗以下の料料に處  
 す。斯かる料料は通貨監理官によりて算定せられ検査  
 費と同様の方法によりて徴收せらるべし。

第二十九條 通貨監理官は業務閉鎖中の國法銀行業會社が  
 監理官の定むる適當なる期間に亘り、其の預金の全部  
 若は一部を抑留しつゝ、業務を再開することが斯かる銀  
 行の預金者及び無担保債権者にとりて利益なりと判断  
 する場合においては常に、其の裁量により當該銀行に  
 對し業務再開を許可することを得。但し當該銀行の預  
 金及び無担保債務總額の少くとも七割五分に相當する

預金者及び無担保債権者が書面を以て前記預金の抑留に同意したることを要す。本條の規定は本法制定の當時において效力を有する法律の規定に基き國法銀行業會社の整理に關して通貨監理官の有する権能に何らの影響をも及ぼすこと無し。

第三十條 國法銀行、又はコロムビア區において營業をなす銀行若は信託會社の取締役若は職員の場合においては通貨監理官の見解により、又聯邦準備代理官の所管準備區における加盟州法銀行の取締役若は職員の場合においては代理官の見解により、斯かる取締役若は職員が前記銀行若は信託會社に關する法律に引續き違背し、又は前記銀行若は信託會社の業務遂行に關し引續き安全若は健全ならざる行為をなしたりと認めらるる、

場合においては常に、通貨監理官若は聯邦準備代理官が前記法律違背又は安全若は健全ならざる行為の中止を警告したる後、通貨監理官若は聯邦準備代理官より前記事實を聯邦準備局に證明すべきものとす。斯かる場合においては聯邦準備局は前記取締役若は職員に對し聯邦準備局に出頭して其の罷免せられざる理由を陳述すべき旨の通牒を發せしむることを得。前記通牒の謄本は書留郵便を以て之を係争銀行の各取締役に送付すべし。聯邦準備局は召喚を受けたる取締役若は職員に對し適當なる聽問の機會を與へたる後、前記取締役若は職員が通貨監理官若は聯邦準備代理官より前記銀行若は信託會社に關する法律違背又は前記銀行若は信託會社の業務遂行に關する安全若は健全ならざる行為

を中止すべき旨の警告を受けたるに拘らず尚引續き斯  
 かる法律違背又は安全若は健全ならざる行為を中止せ  
 ざることを知りたる場合においては、其の裁量により  
 斯かる取締役若は職員を罷免すべき旨命ずることを得  
 斯かる命令の謄本は前記取締役若は職員に對して發せ  
 らるべし。斯かる命令の謄本は前記取締役若は職員  
 所屬銀行に對しても亦發せらるべく、茲において前記  
 取締役若は職員は當該銀行より罷免せらるべきものと  
 す。但し前記命令及び其の基礎となりたる検査事項は  
 本條違背に基く訴訟手續に關聯する場合の外、當該事  
 件の因をなしたる取締役若は職員及び係争銀行の取締  
 役を除く何人に對しても之を公表することを得ず。本  
 條の規定に遵ひて罷免せられたる取締役若は職員にし

て其の後何らかの方法において前記銀行の経営に参加  
 する者は裁判所の裁量により五千弗以下の罰金若は五  
 年以下の禁錮若は其の兩者に處す。

第三十一條

本法制定後一箇年を経過したる後において  
 は、法律の他の一切の規定に拘らず、總ての國法銀行  
 業會社及び聯邦準備制度の加盟者たる州法銀行若は信  
 託會社の取締役會、受託者會其の他類似の幹部は五人  
 を降らず且つ二十五人を超えざる人員を以て組織せら  
 るべきものとし、且つ總ての取締役、受託者若は其の  
 他類似の幹部の一員たる者は額面價格總計二千五百弗  
 を降らざる前記銀行業會社、州法銀行若は信託會社の  
 株式を自己の権利として誠實に所有するものたること  
 を要す。但し當該銀行の資本金が五萬弗を越えざる場



合において前記必要所有株式は額面價格總計千五百  
 弗を降らず、又當該銀行の資本金が二万五千弗を超え  
 ざる場合において前記必要所有株式は額面價格總計  
 千弗を降らざるものにて足り。國法銀行業會社にして  
 本條の規定に違背し、且つ通貨監理官より三十日の期  
 間を以て通知を受けたる後尚引續き斯かる違背をなす  
 ものある場合においては、前記監理官は現行法の規定  
 に遵ひ當該銀行のためリシーヴァー若は保全官を任  
 命すべし。聯邦準備制度の加盟者たる州法銀行若は信  
 託會社にして本條の規定に違背し且つ聯邦準備局より  
 三十日の期間を以て通知を受けたる後尚引續き斯かる  
 違背をなすものは聯邦準備法第九條の規定により聯邦  
 準備制度の加盟者たる資格を剥奪せらるべし。

第三十二條 一九三四年一月一日以後においては、加盟

銀行の取締役若は職員は證券の賣買若は取引を主たる  
 業務とする會社、組合若は法人格なき協會の職員、理  
 事若は支配人となることを得ず、且つ加盟銀行は斯か  
 る個人、組合、會社若は法人格なき協會のため取引  
 銀行の職務を行ふことを得ず、且つ又斯かる個人、組  
 合、會社若は法人格なき協會は加盟銀行のため取引  
 店の職務を行ひ又は加盟銀行のため預金として資金  
 を保有することを得ず、但し以上何れの場合において  
 も聯邦準備局の許可ありたるときは此の限りに在らず。  
 聯邦準備局は其の判断により公益に反せずと認めたる  
 場合においては斯かる許可を與ふることを得、且つ相  
 當期間の通知及び聽問の機會を與へたる後公益上必要

なりと認めたる場合においては何時にても前記の許可を撤回することを得。

第三十三條 一九一四年十月十五日裁可せられたる「違法なる制限及び獨占を禁止する現行法律の補充其の他の目的のための法律」なる名稱を有する法律の改正法（D.S.C. 第十五章第十九條）を改正し其の第八條の後に次に次の一條を追加す——

第八條 A 一九三四年一月一日以後においては、合衆國の法律に基きて組織せられ若は營業する一切の銀行、銀行業會社若は信託會社の理事、職員若は使用人は同時に他の會社へ相互貯蓄銀行を除く）の取締役、職員若は使用人となり、又は組合の一員たることを得ず。但し前記會社若は組合が其の方法如何を問はず自己の

從屬會社以外の個人、協會、組合若は會社に對し株式若は債券担保の貸付をなす目的を以て組織せられたるものなる場合に限る。

第三十四條 本法を變更、改正若は廢止する権利は本法により明白に之を留保す。本法の何れかの規定又は特定の者若は事情に對する本法の適用が無効なりと主張せらるゝ場合においても、本法の他の規定又は他の者若は事情に對する本法の適用は之により何らの影響をも受くることなし。

（一九三三年六月十六日午前十一時四十五分裁可）

一九三三年  
銀行法に對  
する非難

四

銀行界の改造を目的とする一九三三年銀行法に對する一般の批評を瞥見するに  
小預金者殊に小銀行における預金者を保護し、農業地方を援助し、ニューヨーク準備銀行其他準備銀行一般の威信を減じ、外國銀行との協定を一層困難にし、更に米國の銀行資産を投機的又は投資的の目的よりも商業上及び農業上の目的のために保存しやうとするものであつて、民主黨政策の線に沿へるものである。然し本法のデフレーションの政策的特徴は經濟回復を目標とする他のインフレーション政策と兩立し得ないものである。  
又財政的健全性は單に法律によつて齎らされるものでない、要は人の道德心如何にありとて其の効果を疑ふと

いふ者もある。

今本法中の重要條項に對する非難を左に擧げやう。

銀行預金保險

銀行預金の保險計畫はグラスス氏の決して同情せるものでなかつたが、比較的後になつて加へられた、此の計畫は米國內において最大の関心を喚起すると共に最も猛烈なる反對を呼び起した、一方においてそれが公衆の利益を擁護するものとして歓迎せられると共に他方において、殊に金融資本方面においてそれは不堅実、非科學的、不公平且つ頗る危険であり、基礎經營の堅実な銀行が不良銀行の損失を負擔するものである。

として非難せられた。

農業救済法と同様に此の預金保険計畫は殊に西部及び南部における農民及び農業附隨の工業の利益となるであらう。薄弱銀行は大部分南部及び西部の附き物であつた。此の地方における多数の銀行破綻は農産物價格の下落の結果たるばかりでなく、銀行數の過剰と其の放縱なる經營の結果であつた。農産物價格の喰止めによつて農業地方における銀行悪化の一原因が除かれたとしても預金保険計畫が此の地方における銀行の地位を改善すべきことを期待するのは早計であらう。銀行破綻が今後も農業地方に比較的多いものとするれば、他の地方の銀行は一般により健全であるために此の計畫の費用を負擔せねばならぬであらう。此の強者を弱化するこゝとによつて弱者を強

化しやうとすることは銀行界においては殊に好しくないといはれてゐる。

夫れは一九三三年三月の金融恐慌前數週間の情勢を見れば明かであるとするのである。経済的に弱い地方における銀行を支持しやうとしたために此の地方への資金移動が繼續した。其の結果其の地方における比較的強固な銀行は資金の過剰を来たし、それを東部の銀行に再預金した。而して其の後西部及び南部に銀行破綻が蔓延するに至るや、これらの銀行は東部の銀行における預金を引出して、東部の銀行の破綻を誘發した。加ふるに公開市場政策も極めて大規模にやるのでなければ預金を喪失しつつある薄弱銀行を、多数の銀行破綻を喰止めるに足る程強化することは不可能であり、破綻の防止及び信用再建

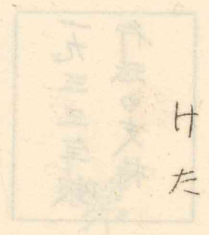
の目的を達しないうちに其の地方における他の銀行には迷惑する程多額の資金が堆積する。復興金融會社又は聯邦準備銀行による直接貸出は此の特殊の事態に応ずる正當なる方法であらう、然し他方復興金融會社資金調達のための國債は大部分富の集中してゐる東部に賣られるので、東部の銀行の資金を吸収し、従つて又困難を惹起する。

斯くて東部が此の預金保險計畫の費用の大部分を負擔せざるを得ないのみならず、東部の銀行の預金者に與へられる保護は一般に預金者に與へられる保護よりも少い。一萬弗までの預金者は其の $100\%$ を保證せられるが、大口預金者は其の最初の一萬弗に付ては金額の保證を受けるけれども次の四萬弗は其の $75\%$ 、残額は $50\%$ の保證

を受けるとのみである。此處にも農民と小額預金者は大部分東部に集中してゐる大口預金者よりも保護を與へられてゐるのである。此の規定の結果預金者は最高限度の預金保險を求むるために其の預金口座を多数の銀行に分割し、従つて比較的小銀行に預金が移動するかも知れない。次に専門家の間では左の如き非難を加へてゐる。

既にかゝる預金保險が過去において失敗に歸した實例を與へることが出来る。即一九二九年ニユーヨーク州が先づこれを行ひ南北戦争後西部諸州も亦これを實施した。然るに何れも失敗した。失敗の原因は全く型に嵌まつたこととく、預金の保險が銀行首脳部を油断させた。損害を来しそれを補填することが出来ないやうになつたためである。

又最近ではウイスコンシン州でこれが實施された。然るに開始後六ヶ月にして保険基金四十萬弗に對し保険請求額六百五十萬弗に達したといふ。米國の銀行は過去三年來不良貸出しで苦い經驗を嘗めてゐるニユーヨークの大銀行十四行に就てみると、昨年(一九三二年)七月から本年六月末までの一箇年間に回收不能のため積立金に喰ひ込んだ額は二億九百萬弗だった。又ニユーヨーク銀行廿五行の内昨年末營業成績が黒字だったのは僅かに五行をといふ。而も此の一九三三年銀行法に規定された預金保險條項によると銀行は二重の負担を覚悟しなければならぬ。第一に回收不能の場合は銀行自身はその損失を負担すること従前の通り。第二の他の州の不確実な加盟銀行が支拂不能に陥つた場合、その損失は頭額に負担される。これではとても助からぬ。九月六日(一九三三年)シカゴで開いた銀行大會で預金保險條項は悪法だから政府はこれに代るべき法則制定の準備をすべしといふ決議を突つけたのも、かうした事情がある故である。



に陥つた場合、その損失は頭額に負担される。これではとても助からぬ。九月六日(一九三三年)シカゴで開いた銀行大會で預金保險條項は悪法だから政府はこれに代るべき法則制定の準備をすべしといふ決議を突つけたのも、かうした事情がある故である。

預金利子制限

加盟銀行預金利子制限は、預金保險制度に伴ふ銀行の負担を軽減するため預金者も亦犠牲を買

担すべしとするに謂はれ、又投機防止の意義を有するとも謂はれてゐる。又一方これは銀行の貸出の努力を放擲せしめ、經濟回復に必要なる銀行信用の擴張の促進されない一因であると見られてゐる。

又小銀行の大銀行への再預金は引出され、銀行資金の分布に变化が起るであらうと見られ、更に将来金利が騰貴する場合には加盟銀行は非加盟銀行に対し著しく不利な立場に陥るであらうと見られてゐる。

五

一九三三年銀行法の支持

斯の如く非難をする者もあるが、又其の反面には全國を通じて施行さる、強硬且つ統一的銀行制度確立は假令各州當局が過去において失敗した事實があつても、聯邦政府が行ふとなれば成功するであらうとの一般的支持も増大しつゝある。

### 第三十一章 休銀の凍結預金整理

全國銀行の  
状況

米國財務省は通貨監理官及び聯邦準備組織を通じて引續き加盟銀行の再開に努力してゐる。而して閉鎖してゐる九百九の國法銀行の内三百十七行は改造計畫を提出して聯邦當局から承認せられた。該改造が完成せられる時は預金四億弗が生きるといふ。

今一九三三年八月における全國銀行の狀態を示さんに左の如くである。

再開許可せられたる銀行（無制限）

行 数

預 金

國 法 銀 行

四、九六一

一六、九三八、一四五

千弗

加 盟 州 法 銀 行

七四〇

九、七四一、九八七

非 加 盟 銀 行（相互貯蓄銀行を含む）

八、二五〇

五、〇五七、五九六



計

一三、九五一

三一、七三七、七二八

再開許可なき銀行（閉鎖又は制限）

行 数

預 金

國法銀行

九〇九

九五四、三〇四

加盟州法銀行

九五

二〇四、一三四

非加盟銀行（相互貯蓄銀行を含む）

一、八六六

一〇〇五、三六五

計

二、八七〇

二一六三、八〇三

合計

一六、八二一

三三、九〇一、五三一

備考

預金は一九三二年末現在にして非加盟銀行数は一九三三年七月二十六日現在である。

大統領の通貨政策に轉換

二

然るに此の間ルーズベルト大統領の復興計畫に對する米國民の期待は一九三三年七月を以て思惑的に物價株式の昂騰を示し景氣挽回の徴を呈したるやに見えざるがもとゝ思惑に起因するものであるから

復興計畫の實行遅々として捗らず殊に復興計畫のインフレーション的なるに金融政策は寧ろデフレーション的にして復興計畫によるインフレーション思惑景氣を金融政策によりて抑制したるの感があるので、昂騰しかけた物價、株價は次第に低落し始めた。そこで一般の非難は一九二六年の物價水準まで戻すべく通貨政策に方向轉換せざるべからざる窮境に陥りルーズベルト大統領は一九三三年九月より金買上値段の引上を續行し遂に一九三四

年一月平價切下を断行し續いて銀買上法の制定まで進行したるは既述した通りである。斯くて金融政策も此の通貨政策のために影が薄くなつてしまつた感がするるのである。

一般銀行家の  
聯邦預金保険  
條項反對と銀  
行規約の採擇

三  
次に一九三三年九月五日シカゴにおいて全米銀行大會が開催されルーズベルト大統領はメッセーヂを寄せ、目下政府が銳意實現に努めつゝある復興計畫を遂行するため、信用の疏通を圖るため銀行家の協力を求めた、然るに此の大會は一九三三年銀行法に規定せられた預金保険條項に對し反對の態度を示し九

月六日

政府は宜しく一委員會を創設し、米國銀行制度の研究をなすと共に右預金保険條項に對して換はるべき新法

規制定の準備をなすべきである。この決議案を可決した。然るに翌七日本會議において聯邦通貨監理局長オコナー氏は預金保険條項を辯護し、右は全く公正なる行政法なる旨を強調した。而して本日の銀行大會は國家産業復興法に基き豫ねて作成中であつた、銀行業規約を採擇した。

休銀預金整理部設置

四  
 斯くてルースベルト大統領は目下休業銀行の凍結せる預金の整理について心配はしてゐるのぞある。即ち休銀の凍結預金二十億弗に對し現金支拂をなさしむるため、一金融會社を設立し資本金十五億弗とし其の社長には過般ワシントンへ招致せられたるボウエリ―貯蓄銀行の頭取ヘンリー・ブリユーアー氏を就任を見らるものとの豫想が一九三三年十月九日傳へられた。然るに此の新會社設立案は法律上其の他に幾多の困難が伴ふので代案として一九三三年十月十五日復興金融會社に  
 休銀預金部  
 を設置し、部長には會社理事シー・メリアム氏が任命さ

れ、これに

- 復興金融會社々長
- 財務次官
- 豫算局長
- 通貨監理局長
- 司法長官

の五名を加へて組織する理事會の監督下に置かれた、而して整理部による融資は一九三三年一月一日より休業せる銀行に對し、其の資産を担保として行はれるが、預金者の利益を擁護するため、各休業銀行の有する預金總額の最高五割まで貸付が許可されること、而して此等休業銀行への融資基金は總額十億弗に達するものと見積られてゐる。

其の成績に因しては一九三三年十一月二十日復興金融會社々長ジヨーンズ氏から左の如く發表せられた。

今日まで此の融資のため同社が支出したる金額は七千二百萬弗に上った、而して同社理事會は更らに一億三千二百萬弗の追加融資を承認した。

五

其の後の銀行状況

其の後金融機關は漸次常態に復し、當局の發表するところによれば、一九三三年十一月末まで

に開業を認許せられたる銀行は

加盟銀行

五、八七八行

非加盟銀行（相互貯蓄銀行を含む）

八、三三三

計

一四、二一一

にして、未開銀行は千五百餘行に減少し従つて其の預金總額は約十四億弗に減少したりといふ。

六

新預金保險制度の實施

ルーズベルト大統領は預金保險制度は不健全なる銀行のため、健全なる銀行を犠牲となすに等しいとの有力銀行家の反對を押し切り之を實行することゝなつた。

新預金保險會社の設立

ルーズベルト大統領は九月七日（一九三三年）シカゴの實行家ダブリユー・ジエー・カミングス氏

ユタ州の銀行家イー・デー・ベネット氏及び聯邦通貨監理局長  
長ジエー・オコンナー氏を聯邦預金保險會社の理事に任命  
した、而して本會社は九月十一日設立の手續を完了した。

（四）  
聯邦預金保險  
基金の活動

斯くて一九三四年一月二日より聯邦預金保險會社の臨時聯邦預金保險基金は其の機能を發揮する事となり、なつたが、同日ルーズベルト大統領は同會社に參加資格を認められた銀行は一萬三千四百二十三行で全米銀行の九割に上り、資格なきもの僅かに百四十一行に過ぎないと満足の意を表した。

（五）  
預金保險の暫  
定保險率施行  
期間の延長

預金保險は保險加入銀行の各預金者に対し一九三四年一月より六月までは暫定の保險として二千五百弗を支拂ふものにして、同年七月以降は永久的施設として一萬弗以上に對しても累減的に支拂ふことゝなつてゐたのである。

元來此の暫定的保險は小額預金者を特に保護するものである故に此の暫定的保險の期限を一九三四年七月一日より向ふ一箇年延長し且つ支拂額を二千五百弗より五千弗に引上ぐべしとの議起り、一九三四年二月四日財務省の要人及び議會の領袖連はホワイトハウスにおいて協議の結果、これが法案を上院に提出することに決定した。此の法案は二月十五日上院に提出せられ上院は三月十二日可決し下院は五月二十四日之を可決した、而して六月

十六日ルーズベルト大統領は此の延長法案に署名した。此の延長法案には休業銀行の資産に對する貸付の緩和及び其の買入れの権限を復興金融會社に附與することを規定してゐる。而して復興金融會社々長ジョーンズ氏は右に要する資金は十億弗位であるといつた。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が並ぶ。これはおそらく印刷時の誤りや、あるいは非常に浅く書かれた文字によるものである。）

### 第三十二章 新金融政策

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が並ぶ。これはおそらく印刷時の誤りや、あるいは非常に浅く書かれた文字によるものである。）

中小銀行の自  
己整理による  
中小業者の  
金融梗概

一

そこで一般の金融状況は如何といふに彼の一九三三年銀行法により一九三四年一月一日から預金保険制度が実行される。従つてこれに加入出

来ないとなると自己の銀行の信用に關するとあつて中小銀行は目下一生懸命に不良貸付を整理中で、新らしい貸付をする餘裕がない。

人産業界の前途の見極めがつかぬため銀行が一般に自重し貸出しを手控へてゐる。

だから政府が一直く買へ、直ぐ貸せしと宣傳しても貸倒れはどうか、危ない金は貸せぬ、若し貸倒れとなる場合

合は、政府が補償してくるか、閑き直るかは當然である。

又個人にしてても當座預金は無利子だから又定期にしてか  
ら低利だから、物價の騰貴せぬ内に早く費消しろとい  
つたところ、銀行の休業閉鎖で元も子も無くなった。  
かなしい経験と目前の生活苦は彼等の足を銀行へ向はせ  
ないであらう。

一方ルーズベルト大統領は平價切下論者や、銀買上論者  
や、或は又金本位復歸論者の罵々たる内に在りて、物價  
を一九二六年のそれまで引上ぐべく努力してゐるのであ  
る。而して經濟統制としては生産制限、販賣統制を行ひ  
また行はんとしつゝ、あるが、前段陳述の如き状態にて金  
融梗塞してゐては致方がない、殊に金融復興會社の如き  
はあるも、大資本を相手としてゐるから中小工商等は金  
融の途に窮してゐる。故に大統領は凍結預金解放の外

金融復興會社の整理

國際銀行の取締

銀行の優先株買收

の三者を考ふるやうになつた。

二

國際金融業者の取締

次でハル國務長官は十二月八日(一九三三年)の  
汎米會議幹部會の秘密會の席上において國際金  
融業者の外債の取扱に關し、米國政府は近く重大なる立  
法をなさんとしてゐる旨、左の如く演説した。

國際銀行業者は常にルーズベルト大統領の經濟政策に  
反對し、現存もなほ反對を續けてゐる。米國では



近く國際銀行業者が外債を個人に賣りつけることによつて生ずる損失に對して國際銀行業者に責任を負はしめる法律を制定せんことを企圖してゐる。

銀行優先株の買収

三

かやうな状態に在るのでルースベルト大統領は積極的に信用擴張政策に乗出だし聯邦準備銀行組織及び復興金融會社を通じて一般銀行の營業方針に對し一種の統制的傷きを開始した。政府の政策は結局復興金融會社を通じて全國の銀行機關の株式資本中約十億弗を買上、主要銀行の資本額四十億弗の約四分の一を握ることによつて資本的に銀行統制の権力を掌中に收め、自

然に全米銀行關係の諸資産概算四百五十億弗に對して統制の手を伸べ、これによつて金融資本と産業資本との關係を調節し銀行業者の自己中心の打算的を資本放出及び資本回収による産業界の不安を緩和せんと企てんとするものである。過般銀行家の一般的反對を押切つて「預金保險條項」實施を決定した事實等と相俟つて従来の銀行業の自由企業的性質が次第に褪せし、政府の獨裁的統制方針の壓力の加はりつゝある傾向が看取されるに至つた。そこで復興金融會社々長ジョーンズ氏はルースベルト大統領の承諾を得て一九三三年八月一日の夜ラヂオを通じて大要左の如き演説を放送した。

復興金融會社は基礎堅実なる諸銀行の優先株を買上げ以て全國銀行の流動資金を膨脹せしめんとするの準備

が成つてゐる。而して余は此の信用擴張政策に對し全國民並に全國銀行の後援を切望するものである。今や全國大銀行の金庫は政府公債と現金で充満してゐるが、これはこれら諸銀行が今なほ國民がその債務の見返りとして提供する抵當物件に果して債券の基礎として眞實の價值ありや否やを懸念し、貸出しを躊躇してゐることを意味するものである。諸銀行は強制的債權整理政策によつて貸付け資金を現金或は政府公債に代へるが如き方策を宜しく中止すべきである。かくて債務者は銀行から借入れた資金を彼等の事業に心置きなく流用し、以て全國的産業復興の大事業に参畫し得るやう保障さるべきだ。

尚同氏は最後にルーズベルト大統領よりの左のごとき書

翰を朗讀した。

商工界を恒久堅實なる基礎の上に再建せんとするならば、信用通貨が國民の凡ゆる階級に行き渡るやうな組織とされなければならぬ。

此の銀行優先株の買収は復興金融會社々長ジヨーンズ氏の一九三三年十二月二十九日の發表によれば諸銀行の優先株は其の金額七億八千六百萬弗に上りたるため會社は三千八百八十三銀行へ其の資本金及び剰餘金合計十二億五千萬弗の利害關係を持つことゝなつた。

といふ、而してこれらの優先株の配當率は年五分であつたが一九三四年四月一日より向ふ五箇年間年四分に低下する旨三月二十五日（一九三四年）ジヨーンズ社長より

發表し、次で十月一日更に配當率を一時変更して一九三五年一月一日より三月末までの三箇月間は三分半とし其の後は四分とする旨發表した。

ルーズベルト  
大統領政府下  
における復  
興金融會社

四 復興金融會社は前大統領フーヴァー氏の創設に係るもので一九三二年一月二十二日の復興金融會社法により設立せられ、資金貸付は一九三二年一月二十二日より満一年間であつたが、フーヴァー大統領は右貸付期間延長を必要とし一九三二年十二月八日を以て一九三四年一月二十二日まで延長する布告を發した。  
其の後ルーズベルト大統領は一九三四年一月二十日法律を制定して復興金融會社の貸付期間を一九三五年二月一

日まで延長した。



融  
資  
能  
力  
の  
限  
度

復興金融會社の資本金は五億弗とし政府之を引受け社債は合衆國政府が元利共に之を保證し其

の發行限度は最初資本金の三倍即ち十五億弗であつたが七月二十日（一九三二年）の緊急救済及び土木建築法によつて資本金の大 $\frac{3}{5}$ 倍即ち三十三億弗に引上げられ次で七月二十二日の聯邦住宅貸付銀行法によつて更に一億二千五百萬弗だけ引上げられた。

次で一九三三年二月四日付法律へ農務長官が農作物の生産、播種、休閒及び耕作のために一九三三年中に九千萬弗以下の貸付を行ふ権限を附與したもので、により農業金

融を承認せるも、社債發行限度は引上げなかつた。従つてフーヴァー大統領政府下において復興金融會社の融資能力は

三、九二五、〇〇〇 千円

であつた譯である。

然るにルースベルト政府成立以來、復興金融會社は多数の法律によつて左表の如く其の権能を擴大され、社債發行限度は不特定額融資を除き六億五千萬円を増加し合計に引上げられたが、其の後一九三四年一月二十日の復興金融會社の業務を繼續し其の資金を増加する法律により八五〇、〇〇〇 千円を増加せられたるにより、融資能力の限度は

八五〇、〇〇〇 千円

五、四二五、〇〇〇 千円

に引上げられた。不特定融資とは銀行の優先株の買入若は之を擔保とする貸出及び棉花買上に関する農務長官への貸出のニとをいふのであるが、それには融資限度が定められてゐない。

### 復興金融會社融資限度及び社債發行限度擴張表

法律名稱及び権能擴張範圍	融資限度 千円	社債發行限度 引上額 千円
農業救済法 一九三三年農地抵当法 土地銀行委員(農地貸付委員の改称)を通じて農民への直接貸付(第三二條) 株式土地銀行の秩序ある清算のために土地銀行委員を通じて株式土地銀行への貸付(第二十條) 土地銀行委員を通じて株式土地銀行への直接貸付(第三十一條)	二〇〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇 二五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇

法律名称及び権能擴張範圍

破産管財人に対する貸付(第二十七條)

農民のための農事改良地域の債務更新のための農事改良地域への貸付(第三十六條)

計

一九三三年農地信用法

廻轉基金出資(第五條)

一九三三年緊急失業救済法

失業救済のための聯邦緊急救済事業局を通して州へ補助金

復興金融會社に対し保險會社の優先株の引受及び資本株買入の権限を附與し並に其の他の目的のためにする法律  
一九三三年六月十日付法律  
州の保險會社の優先株又は資本株の買入又はこれらを担保とする貸出(第一條及び第二條)  
公金の預金の拂戻を確保するための州基金への貸出(第十三條)

融資限度

五〇,〇〇〇

三七五,〇〇〇

復興金融會社法第二條及び一九三三年二月四日付法律による貸付資金の残額及び回収額

五〇〇,〇〇〇

五〇,〇〇〇

社債發行限度引上額

三〇〇,〇〇〇

五〇〇,〇〇〇

五〇,〇〇〇

州立保險基金への貸付

一九三三年六月十四日付復興金融會社第五條改正法

休業中の建築及び組合への貸付

一九三三年住宅所有者貸付會社法

住宅所有者貸付會社資本出資(第四條)

計

合計

國家産業復興法第二篇

公共工事金融の権能廢止(第三條)

差引純擴張額

二〇〇,〇〇〇

七五〇,〇〇〇

一,一二五,〇〇〇

△ 四〇〇,〇〇〇

七二五,〇〇〇

二〇〇,〇〇〇

七五〇,〇〇〇

一,〇五〇,〇〇〇

△ 四〇〇,〇〇〇

六五〇,〇〇〇

四 會社の業績

復興金融會社の業績は左の如くである。

(A) 一九三二年一月二十二日の會社開業日から一九三三年

三月二十一日に至るまでの業績

會社は一九三三年三月二十七日付を以て一九三二年一月二十二日の會社開業日から一九三三年三月二十一日に至るまでの營業概況を發表した。今之によつて會社の業績を見やう

(1) 會社の運轉資金

會社の融資能力の限度は

三、九二五、〇〇〇 千円

であつたが、一九三三年三月二十一日の業務締切までに右の額の内現金

一、六七五、〇〇〇 千円

を國庫から提供された、而して其の内

五〇〇、〇〇〇 千円

は會社の資本株全部で差引残

一、一七五、〇〇〇 千円

は社債を賣却することによつて得たものである。而して此の社債は三分半利付である。従来會社から國庫に支拂つた社債の利子は一九三三年三月二十一日の業務締切までに七百六十萬八千九百四円十一仙であつたが、此の外に未拂の経過利子が千百八十大萬千百六十四円二十二仙である。

(2) 融資の概況

一九三三年三月二十一日の業務締切までに會社は現金



地方農業信用會社による貸付

七九、八五一、八三〇、四二

合計

二、〇八三、七五〇、〇七九、六三

(4) 銀行其の他の金融機関及び鉄道に対する融資の内訳  
右の内、銀行其の他の金融機関及び鉄道に対する融資の種類の内訳を示すと左表の如くである。

銀行其の他の金融機関及び鉄道に対する融資の種類別内訳表

種 類	融資件数	融資先数	融資承認額	取消及び撤回額	未拂戻額	抵 渡 額	未回収額
商業中の銀行及び信託會社	九四〇・八	五四七・八	一、六一、六四、三五八 <sup>#</sup>	一一、七六四、三五 <sup>#</sup>	八三、三三二、五六四七	六、六六、六四、九四一九	三六、三六、〇三一大 <sup>#</sup>
休業中の銀行のリース・アール及び清算代理人	六三五	五七八	六、三四、三、八七、〇五	五、六三、九七、六四	一一、四四、六四、〇六	四、三三、二六、三五三五	三、九五、七九、五五四
建築及び貸付組合	一、〇九一	九四四	一、〇九、三三、三、五六、四八	三、九三、〇七、五八三	三、三一九、七四、三七	一、〇二、一七、〇三、三三、二八	一、四、六四、七四、七三
家畜信用會社	一四九	一八	一、三三、三三、〇、三五	一、三三、〇、四、三、六	三、二七、五、七一	一、一九、八、五、〇、七八	六、六、〇、四、六、七三
保 險 會 社	一五六	一〇七	九、五八、七、三、三、三六	三、七九、九七、八七	九、六〇、一八、三、五三	八、四、五、七、二、六、八六	一、一、四、七、四、一、六三
農業信用會社	一二九	一七	四、〇三、八、七、四、四	四、七、五、七、五、八〇	五、〇九、一、八、二、七八	三、八、四、七、五、八、八六	一、〇、四、四、一、一、四
抵當権貸付會社	一三一	一〇四	一、三三、三、六、〇、三、八、五七	三、〇一、七、三、三、〇、一九	五、六、九、九、七、九、九九	一、二、四、六、七、〇、四、八、三九	一、五、〇、三、三、〇、六、一四
株式土地會社	三二	二〇	八、五四、八、三、六、八	三、四九、九、五、四、六八	二、九、三、四、三、五、九七	五、三、四、〇、五、六、〇、三	七、三、九、九、七、四
聯邦土地銀行	一〇	九	三、〇、五、〇、〇、〇、〇	五、五、〇、〇、〇、〇、〇	六、三、〇、〇、〇、〇、〇	一、八、八、〇、〇、〇、〇、〇	〇
大地方農業信用會社	一八八	六	五、五四、三、一、六、四、四	七、八、〇、〇、〇、〇	五、三、八、五、四、三、九、一七	五、〇、一、三、九、三、二、七	二、四、八、五、五、四、二〇
信用組合	五	三	四、九二、〇、〇、〇	三、二、三、四、八、〇、〇	一〇、〇、〇、〇、〇、〇	四、九、六、五、三、〇、〇	一、一、〇、一、八、〇、〇



種 類	融案件数	融資先数	融資承認額	取消及び撤回額	未拂渡額	拂渡額	未回収額
聯邦中期信用銀行	一	一	九、五〇、〇〇〇 <sup>円</sup>	〇 <sup>円</sup>	〇 <sup>円</sup>	九、五〇、〇〇〇 <sup>円</sup>	九、五〇、〇〇〇 <sup>円</sup>
小 計	一一九三五	七、二八五	一、六五、五六、四九五八	一、三五、七、八四一、五二二	一、三八、一九、九〇〇、〇五〇	一、四三、一九、七五一、八〇一	三、八、三七〇、九九五〇
鐵 道	一一一	六二	三、五九、八五、〇五〇	二、六四、七四〇	三、二〇、八、一六〇、四三三	三、三八、五九、二、四五七	二、〇、一、七五、九、四、五三三
合 計	一二〇、四六六	七、三四七	二、〇、四、五、四、六、二、四、五、八	一、三五、六、五、五、八、一、五、二二	一、五九、三、二、六、四、五、〇、四八	一、七五、〇、五、七、二、三、二、五八	三、八、四、四、六、九、四、〇三

(5) 鉄道目的別融資内訳

右の中鉄道に對する融資承認額の目的は

- 新建築竣工 四七、九四五、四八三<sup>円</sup>
- 鉄道の設備 一三、五五〇、〇〇〇
- 道路（租税支拂に充當） 二二、二四九、一二四
- 賃銀及び原料品代等の期限到来せるもの、支拂 二〇、一七三、〇〇九

其の他

小 計

五、三八七、〇〇七

減債基金附債務の利子支拂

一〇九、三〇四、六二三

期限到来せる鉄道設備擔保附社債

八五、六四七、五七〇

の元本支拂

二六、一七八、三四二

期限到来せる債券及び其の他の減

債基金附債務證書の回收

八四、七八八、九九三

銀行借入金の返済

三七、七九三、九〇〇

其の他の借入金の返済

一六、一七一、五八七

小 計

二五〇、五八〇、三九二

合 計

三五九、八八五、〇一五

にして其の融資の目的は多く金融資本家の救済に從つてあることが看取されるのである。

(6) 回收額の内訳

次に回收額の内訳は左の如くである。

農務長官が一九三二年の作物のた

め貸付たるものより

一九、三三九、五〇八・四四

復興金融會社第五條による銀行其

他の金融機関に對する貸付より

三八五、九六一、三七九・八三

一九三二年緊急救済及土木建築法

第二百一條(d)による農産物の輸送及

び販賣資金の貸付より

三四七、〇七九・五〇

地方農業信用會社による貸付より

一、七二〇、八〇四・六四

合計

四〇七、三六八、七七二・四一

(7) 貸付利率

貸付利率は會社において時々決定するのであるが、一九三三年九月十四日會社々長ジヨーンズ氏の聲明によれば、産業復興計畫による商工界の回復促進のため、一九三三年十月一日より基準貸付利率を年四分半より四分に引下げられた、而して貸付は全國の金融機関を以てこれに仲介又は裏書人たらしめ、これに對し手数料として二分の利鞘を與へる、即ち融資を長短二種に分ち、短期は大箇月以内、仲介銀行への貸付利率三分、借入主五分、長期は三箇年仲介銀行への利率四分、借入主六分といふ割合であるといふ。

(B) 一九三二年一月二十二日より一九三三年十二月三十一日に至るまでの會社業績

會社は一九三四年一月十日付を以て會社の開業日から一九三三年十二月末日に至るまでの營業概況を發表した。今之によつて會社の業績を見やう

(1) 融資額

會社の開業以來一九三三年十二月末日に至る二箇年間の融資承認額は

四、九五九、七一九 千弗

にして其の後に至り融資承認を取消したる額は

三、二三一、一七一 千弗

である。故に純承認額は

四、六三六、五四八 千弗 (100%)

となる。此の融資承認に基いて實際に拂渡せる額は

二、九九九、二一五 千弗 (65%)

にして其の内回収したる額は

一、〇三〇、七一八 千弗

であり、従つて未回収融資額は

一、九六八、四九七 千弗

である。

又融資承認額中未渡となれる額は

一、六三七、三三三 千弗 (35%)

である。

(2) 融資額の内訳

右實際融資額

二、九九九、二一五 千弗

の内、最も多額を占むる融資先は銀行及び信託會社であつて、其の額は

優先株擔保貸付

一八、三八三 千弗

其の他の貸付

一、四二九、五八〇

優先株資本株及び社債の買入

二、四九九、九八八

計

一、六九七、九五—

である。これに次いで多額を占むる融資先は鉄道で其の額は

三九四、〇九四千円

である。而して抵當貸付會社、地方農業信用會社、聯邦土地銀行並に建築及び貸付組合更にこれに次ぎ其の額は

抵當貸付會社

二一、二、八三五千円

地方農業信用會社

一五、五、一五四

聯邦土地銀行

一四、二、一一八

建築及び貸付組合

一一、三、〇五〇

である。此の外復興金融會社は信用組合、保險會社、聯邦中期信用銀行、株式土地銀行、家畜信用組合、農

業信用會社、農産物加工業者、州の公預金確保基金に貸付を行ひ、更に公共工事金融、過剩農産物の外國市場における販賣の金融、農産物並に家畜の輸送及び秩序ある販賣のための金融を行ひ、棉花買入のために農務長官に貸付を行ひ、農事改良地區に対して貸付を行つた、而してこれらの分に対する額は

二八四、〇一三千円

である。

右融資先別融資額の割合を示せば左の如くである。

融資先

割合

銀行及び信託會社

五六、六%

鉄道

一三、一

抵當貸付會社

七、一

地方農業信用會社  
 聯邦土地銀行  
 建築及び貸付組合  
 其の他

計

五・二  
 四・七  
 三・八  
 九・五  
 一〇〇・〇

今融資額の融資先別内訳を示せば左表の如くである。

復興金融會社の融資先別融資承認額、實際融資額  
 及び回収額内訳表（一九三二年一月二十二日—一九三三年十二月三十一日）

貸付	融資先の種類 又は融資目的	融資件数	融資先数	融資承認額 の取消額	實際融資額	回収額		未回収額	
						金額	%		
銀行及び信託會社		一、六四七	六、四七	一、八五三、六二 千円	二〇八、九七七 千円	一、四二九、五八〇 千円	七一、六五九 千円	四九・七	七二八、九三一 千円
信用組合		八	六	六二	四二	五七八	六一	一〇・六	五六
建築及び貸付組合		一、二〇一	一、〇〇四	一、三五一	五四〇・五	一一三、〇五〇	四五、九九九	四〇・六	六七、〇五〇
保險會社		一九四	一三八	一、〇〇五・三八	五七〇・一	八七、六八二	二五、五三一	二九・一	六三、一六〇
聯邦土地銀行		四七	一	二〇〇、三三三	七、七〇〇	一四二、一一八	〇	〇	一四二、一一八
聯邦中期信用銀行		八	八	九、二五〇	〇	九、三五〇	九、三五〇	一〇〇・〇	〇
株式土地銀行		五〇	二四	二、一〇三	二、三三二	一四九、四八	七五七	五・〇	一四、一九〇
家畜信用組合		一五四	二〇	一、四二四	一、三八六	一、五六八	九、九三六	七九・〇	二、六三二
抵当貸付會社		三二一	二六	三、七四九・八	一〇、九七〇	二、二八三・五	三六、三〇五	一七・〇	一、七六、五三九

融資先の種類 又は融資目的	融資件数	融資先数	融資承認額	融資承認 の取消額	實際融資額	回収額	回収率	未回収額
地方農業信用會社	1,032	12	1,677,777	2,989	1,551,554	1,245,255	80.2	30,628
其の他の農業信用會社	241	19	5,579	316	5,185	3,436	66.2	1,748
鐵道(リール)基金	125	67	4,184,5	4,083	3,940,94	5,701,4	14.4	3,370,79
加工税支拂のため農 産物加工業者及び分 配業者に貸付	5	5	24	—	7	—	—	7
州の公預金積戻 確保基金	1	1	5,887	—	5,887	74	1.2	5,812
公共工事金融の援 助(一九三三年中に 地震、火災、旋風に よる破損の修理の ための貸付を含む)	190	182	2,307,64	2,413	6,360,3	1,52	0.2	6,345,1
過剩農産物の外國 市場に於ける販賣金 融の援助	5	3	52,880	—	7,142	233	3.2	6,909
農産物及び家畜の輸 送及び秩序ある販賣 のための金融援助	84	67	5,390,7	5,451,0	7,144,2	3,332	4.6	6,811,0
棉花買入のために農 務長官に貸付	1	1	3,500	2,000	3,300	1,000	0.0	—
排水堤防及び灌 漑地域	55	55	1,687,0	—	2,413	—	—	2,413
優先株 担保貸付	—	—	—	—	—	—	—	—

買入	銀行及び信託會社	保險會社	優先株	資本株	社債	合計
計	1,558,4	5	2,235	20	2,289	4,544
計	8,541	4	2,235	20	2,289	4,544
計	4,421,907	1,537,5	2,235,474,709	1,358,000	2,289,630,2	4,959,719
計	3,205,596	—	2,540	—	35	3,211,171
計	2,749,227	4,025	1,322,998	79,800	37,190	2,999,315
計	1,030,631	—	87	—	—	1,030,718
計	37,4	—	—	—	—	—
計	1,718,596	4,025	1,322,998	79,800	37,190	2,999,315
計	1,968,497	—	—	—	—	1,968,497
計	1,637,333	—	—	—	—	1,637,333
計	633,608	—	—	—	—	633,608
計	2,270,941	—	—	—	—	2,270,941

貸付並優先株、資本株及び社債買入を承認したるも  
未だ排渡を了はらざる金額  
法律により他の政府部属、州等に割當つべきことを命ぜ  
られたるも未だ排渡を了はらざる金額(後述参照)

合計

(各内訳において千円未満を切捨てるを以て  
集計上合計額と符合せざるものがある)

(3) 融資額の区分

前記融資額を一九三二年分及び一九三三年分の二年分に区分するときには左の如くである。

融資額の総額は	二、九九九、二一五	千帯
實際融資額	一、〇三〇、七一八	
内回収額	一、九六八、四九七	
差引未回収額		
であるが、内一九三二年分は		
實際融資額	一、五二四、七四七	千帯
内回収額	三、〇〇〇、二二三	
差引未回収額	一、二二四、七二四	
にして一九三三年分は		
實際融資額	一、四七四、四六八	千帯

内回収額 七三〇、六九五  
差引未回収額 七四三、七七三  
である、之を一覧表とすれば左の如くである。

融資額一九三二年分及び一九三三年分区分一覧表

区分	一九三二年二月より一九三二年十月末日に至る總額		内一九三二年中の分	差引 一九三三年中の分
	實際融資額	内回収額		
實際融資額	二、九七七、二一五	一、五二四、七四七	一、四七四、四六八	千帯
内回収額	一、〇三〇、七一八	三、〇〇〇、二二三	七三〇、六九五	
差引未回収額	一、九六八、四九七	一、二二四、七二四	七四三、七七三	

(4) 融資承認額の形式的内訳

融資の形式は大部分貸付であるが、銀行及び保険會社に対する融資には貸付によらず、優先株、資本株又は社債の買入の形式を取つてあるものがある。今融資承

認額を融資の形式により区分するとき

銀行及び保険會社の優先株を担保とす

る貸付

四五、三〇七、五〇〇 #

其の他の目的のための貸付

四〇、九七、六〇〇、四七六

銀行の優先株、資本株及び社債の買入

八一六、八一、八五〇

計

四、九五九、七一九、八二六

にして其の融資件数及び融資先等を区分するときは左表の如くである。

融資承認件数及び金額表

融資形式	融資件数	融資先数	融資承認額
銀行及び保険會社の優先株を担保とする貸付	二一五	二一五	四五、三〇七、五〇〇 #
其の他の目的のための貸付	一五三、六九	八三、二六	四〇、九七、六〇〇、四七六
銀行の優先株、資本株及び社債の買入			

優先株買入	二、二三五	二、二三五	四七四、七〇九、二〇〇
資本株及び社債の買入	二、三〇九	二、三〇九	三四二、一〇二、六五〇
小計	四、五四四	四、五四四	八一六、八一、八五〇
合計	二〇、一二八	一三、〇八五	四、九五九、七一九、八二六

備考

「其の他の目的のための貸付」中には休業銀行預金を預

金者に拂戻すための貸付承認額

五八九、〇四八、八九八 #

を含む

(5) 融資承認取消額の内訳

融資承認後において其の承認を取消したるもの、内訳

は

貸付

三二〇、五九六、四〇九 千円



優先株、資本株及び社債

計

二、五七五、〇〇〇  
三二三、一七一、四〇九

である。

(6) 法律による割當の實際拂出額

右の外、會社資金の内法律によつて他の政府機関並失業者及び貧窮者救済のために割當られたる總額は

一、六二五、〇〇〇千円

である。即ち財務長官に対しては

一、二五〇、〇〇〇千円

聯邦住宅貸付銀行出資のため

住宅所有者貸付會社出資のため

計

が割當られ、土地銀行委員(農地貸付委員の改称)に対しては

農民への貸付のため

二〇〇、〇〇〇千円

株式土地銀行への貸付のため

一〇〇、〇〇〇千円

計

が割當られ、更に農務長官に対しては

三〇〇、〇〇〇千円

農業生産金融のため

一一五、〇〇〇千円

地方農業信用會社出資のため

四四、五〇〇千円

農地信用管理局への援助のため

四〇、五〇〇千円

計

二〇〇、〇〇〇千円

が割當られた。其の合計額は

八二五、〇〇〇千円

である。而して失業者及び貧窮者の救済のためには一九三二年緊急救済及び土木建築法第一條に基づいて

州に対して

三〇〇、〇〇〇千円

を割當て、一九三三年緊急失業救済法に基づいて

緊急救済事業局に對し  
五〇〇、〇〇〇 千円

が割當られた、其の合計は  
八〇〇、〇〇〇 千円

である。  
以上両者の合計は  
一、六二五、〇〇〇 千円

である。  
右割當額に對し一九三三年十二月末日までに實際排出

したる總額は  
九九一、三九二 千円

である。故に未拂渡額は  
六三三、六〇八 千円

である。

今其の内訳を示せば左表の如くである。

復興金融會社資金の法律による割當額及び實際排出額表

割當先政府機関及び割當目的	法律による割當額	實際排出額
財務長官	千円	千円
聯邦住宅貸付銀行出資	一二五、〇〇〇、〇〇〇	七五、二四五、七〇〇
住宅所有者貸付會社出資	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一九、〇〇〇、〇〇〇
小計	三二五、〇〇〇、〇〇〇	九四、二四五、七〇〇
土地銀行委員 <small>(農地貸付委員の改稱)</small>	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇、〇〇〇
農民への直接貸付	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇
株式土地銀行への貸付	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	八二、六〇〇、〇〇〇
小計	一、一五〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇、〇〇〇
農務長官		
農業生産金融 <small>(純)</small>		

割当先政府機関及び割当目的	法律による割当額	実際拂出額
地方農業信用會社出資	四四、五〇〇、〇〇〇	四四、五〇〇、〇〇〇
農地信用管理局へ再割当	四〇、五〇〇、〇〇〇	四〇、五〇〇、〇〇〇
小計	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
計	八二五、〇〇〇、〇〇〇	三七六、八四五、七〇〇
失業者及び貧窮者救済		
州政府（救済資金として）	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二九九、九八四、九九九
緊急救済事業局（救済資金として）	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三一四、五六一、二二二
計	八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六一四、五四六、二二一
合計	一、六二五、〇〇〇、〇〇〇	九九一、三九一、九二一、〇〇〇

(7) 法律による割当の実際拂出額の区分  
 前記法律による割当の実際拂出額を一九三二年分と一九三三年分とに区分すると、は、一九三二年分は二九、九二〇千弗、一九三三年分は九六一、四七二千弗である、而して一九三二年分は

にして、一九三三年分は  
 九六一、四七二千弗  
 である、而して一九三二年分は

聯邦住宅貸付銀行株式買入の目的のため財務長官へ融通したるもの  
 二九、九二〇千弗

にして、一九三三年分は實際拂出總額  
 九九一、三九二千弗

の内より前記一九三二年分を差引たる額即ち  
 九六一、四七二千弗

である。

(8) 會社の拂出總額

會社の融資額並に法律による割當の拂出額を合すると  
きは

融資額

二、九九九、二一五 千円

法律割當の拂出額

九九一、三九二

計

三、九九〇、六〇七

である。之を一九三二年分及び一九三三年分に區分す  
るときは、一九三二年分は

融資額

一、五二四、七四七 千円

法律割當の拂出額

二九、九二〇

計

一、五五四、六六七

にして一九三三年分は

融資額

一、四七四、四六八 千円

法律割當の拂出額

九六一、四七二

計

二、四三五、九四〇

である。今總額に對する割合を見るに

一九三二年分

三九%

一九三三年分

六一

である。

(9) 會社資金

然らば以上の如き融資々金を會社は何處より入手せる  
か、それは殆んど全部國庫からである。政府は會社の

資本金

千円

を引受け、社債

五〇〇、〇〇〇

を買入れた。此の外には会社が優先株、資本株又は社債を買入れた銀行に對して賣出せる会社々債

二、三五〇、〇〇〇 千円  
一〇、一三〇、〇 千円

並に貸付利子及び優先株配當

七〇、九五一 千円

等の僅かの金額あるのみである。これらカ資金による融資の回収額は勿論再び融資に利用し得るのであるが、其の額は

一、〇三一、六八八 千円

である、而して雑収入

二〇、三一〇 千円

あるを以て、会社が入手せる資金總額は

四、〇七四、二四九 千円

に達する、尚ほ此の外金の買上のため交付せる社債の額は

七八、七二六 千円

である。

右資金總額

四、〇七四、二四九 千円

に對し、拂出したるものは

二、九九九、二一五 千円

實際融資額  
法律上の割當に關する

實際拂出額

執務費等

九九一、三九二  
七三、九六七  
四、〇六四、五七四

にして、差引

九、六七、五十帯

の受入過を生じた、而して此の受入過金は合衆國々庫局長に預託した金額の一九三三年十二月末日現在に相當するものである。

今資金の受拂に關する内訳を示せば左表の如くである。

(一) 復興金融會社資金受入表 (一九三二年一月三十一日—一九三三年十二月三十一日)

區分	金額
國庫資金	
政府の資本引受及び拂込	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇 <small>帯</small>
政府の復興金融會社々債買入	二,三五〇,〇〇〇,〇〇〇
計	二,八五〇,〇〇〇,〇〇〇
復興金融會社が優先株、資本株又は社債を	

買入れた銀行に対し賣却せる復興金融會社々債より

融資回収

貸付

優先株担保貸付

其の他の貸付

救済資金貸付 (一九三二年法)

優先株

小計

経営收入

貸付利子

優先株配當

小計

雑收入

買入れた銀行に対し賣却せる復興金融會社々債より	一〇一、二九九、六六六
融資回収	
貸付	
優先株担保貸付	六八、四一六
其の他の貸付	一〇三〇、五六二、五七八
救済資金貸付 (一九三二年法)	九七〇、〇八五
優先株	八七、五〇〇
小計	一〇三一、六八八、五七九
経営收入	
貸付利子	七〇、五〇二、八九六
優先株配當	四四八、四五一
小計	七〇、九五一、三四七
雑收入	二〇、三〇九、五〇七

區分	金額
合計	四〇七四、二四九、〇九九

復興金融會社資金拂出表 (一九三三年一月二十二日—一九三三年十二月三十一日)

區分	金額
貸付のための拂出	二七四九、二二七、四六一
銀行の優先株、資本株及び社債買入のための拂出	二四九、九八八、一一六
計	二、九九九、二一五、五七七
割當に関する拂出	六一四、五四六、二二一
貧窮者救済のため	三七六、八四五、七〇〇
其他政府の機関に対し	九九一、三九一、九二一
計	

外	合計
合衆國々庫局長への預託金 (一九三三年十二月三十一日現在)	九、六七四、五一八
諸経費のための支出	三、九九〇、六〇七、四九八
地方農業信用會社の経費支持 (一九三三年五月二十六日以後)	三、四〇六、三七四
復興金融會社社債利子	五四、〇八三、六三〇
復興金融會社の執務費	一四、五七一、一六三
小計	六八、六五四、七九三
雑費 (担保保険費、設備費を含む)	一、九〇五、九一六
總計	四、〇六四、五七四、五八一

(10) 會社の收支計算

そこで會社の一九三二年一月二十二日より一九三三年十二月三十一日に至る間の收支計算を見るに

収入	一一二、五八七 <small>十</small> 并
支出	七三、五七二
にして差引	三九、〇一五 <small>十</small> 并

の純益が得られた訳である。但しこれは一九三三年緊急失業救済法に基く補助金支出を含まないのである。收支の内訳を示せば左表の如くである。

復興金融會社收支計算表 (一九三二年一月二十二日 - 一九三三年十二月三十一日)

區分	金額
收入	
利子收入	一一二、一三六、五六三 并
優先株配當	四四八、四五一
其他	二、五一七
計	一一二、五八七、五三一
支出	
復興金融會社債利子	五八、七八六、三六九
國庫へ	九八、七四四
諸銀行へ	二七、二三七
其他の利子	五八、九一二、三五〇
小計	



區分	金額
執務費等	一四、六五九、八一五 <small>非</small>
計	七三、五七二、一六五
差引	
收入超過	三九、〇一五、三六六

復興金融會社の  
貸付期間延長

復興金融會社の貸付期間延長に關しては既述したるが此處で少しく細説しやう。  
復興金融會社法第五條の規定によれば會社の貸付をなし得る期間は一九三二年一月二十二日より滿一年間であり大統領が必要と認めたる場合には其の後一年間を限度として貸付をなし得る期間を延長し得ることとなつてゐた。

フーヴァー大統領は一九三二年十二月八日會社の貸付をなし得る期間を一九三四年一月二十二日まで延長する布告を發した。従つて會社の本来の貸付業務遂行期間は一九三四年一月二十二日を以て終る筈であつた。  
然るに恒久的預金保險制度と因聯して銀行の地位を改善し、休業銀行の預金を氷解し、農事改良地域の債務を整理し、更に農産物の輸出の金融を援助するため會社の活動期間を延長する必要があつたため、政府は一九三四年一月二十日  
復興金融會社の業務を繼續し、復興金融會社の資金を増加する等の目的のための法律  
を制定して、會社の一切の業務遂行期間を一九三五年二月一日までとし、會社の未償還社債限度額を

だけ引上げた、即ち

(1) 一九三五年二月一日又はそれ以前において大統領が  
布告を以て決定する日まで復興金融會社は現行法律  
によつて遂行し得る一切の業務の遂行を繼續するこ  
とを得る

此の延長期間は復興金融會社の清算を開始しない  
(第一條)

(2) 復興金融會社の融資契約の日より一年後においては  
該契約に基いて資金を拂出すことを得ない(第二條)  
(3) 復興金融會社の社債其の他の債務證書の未償還現在  
額の限度を八億五千萬弗だけ引上げる(第三條)

八五〇、〇〇〇千弗

金融機関の新設  
及び新融資の計畫

法を左に述べらる

五  
一九三四年一月三日開かれたる議會において制  
定せられたる金融機関及び融資保證に関する立

貿易の伸張を  
期する米國  
の関税法改正

法案は一九三四年六月六日の議會を通過し同月十二日ル

ズベルト大統領は之に對し署名した。

此の法案は政府起草案を下院委員會において修正追加し  
たる上、下院に提出せられ、下院通過後更に上院におい

輸出貿易の促進が米國の重要問題の一であるこ

とは既に第七章において述べた通りであるが、  
此の目的のため議會に提出された所謂関税獨裁

て六月四日修正追加せられた、而して下院は此の上院の修正追加案に同意して六月六日可決したものである。該法案の大綱を左に説明しやう。

関税獨裁法の大綱

(一) 貿易の伸張策

本法案立法の趣旨は要するに世界の貿易が減退して米國の輸出減退特に著しき今日

(1) 米國への輸入増加を計らざる限り米國の對外輸出の増加も亦望み難く

(2) 他國政府が互惠條約の締結により國際貿易における自國の分け前を次第に増加しつゝある現勢の下に、米國も宜しく其の地位を獲得すると共に一方國産品の補足となる外國生産品に對し米國市場を提供すべきである

この理由で大統領に對し

(1) 諸外國と通商協定を締結する権限

(2) 及び其の通商交渉に當り関税其の他輸入制限規定の改訂をなし得る権限を附與しやう

といふのである。

(二) 五割限度の関税改訂

本法案は初め下院歳入歳出豫算委員長ロバート・ドートン氏により下院に提出せられたが上院の修正を経て通過したものであるが、形式としては一九三〇年の関税法改訂案といふことになつて居り、其の最大眼目は

(1) 大統領に對し所定の限度内において諸外國と互

惠協定交渉の権限を與ふ

(2) 大統領に対して右交渉に當り現行関税率の五割を最大限度として関税の引上げ又は引下げを行ふ権限を附與する

の二點にある。これに關する規定を一九三〇年関税法の第三門へ第三百五十條として「外國貿易伸張條項」なる名稱の下に添加したのである。而して之に伴つて一九三〇年関税法中の伸縮條項を削除するにとり規定した。

右の伸縮條項といふのも関税委員會の調査を経て現行関税率の五割以内の関税率改訂権を大統領に與へたもので、其の目的は國內産業保護にあるのであるが、今回の獨裁権要求は貿易伸張を目的とする關係

上、其の権限行使の趣旨が餘程違つてゐる。而して今回の関税法では五割以内の関税率改訂権の外に輸入取締上の制限、禁止、関税以外の諸取立て等改訂の権限をも大統領に附與されてゐる。

(三) 三年で期限満了

以上の外本法案に規定された事項は

- (1) 本法による大統領の通商條約締結権及び関税獨裁権は施行の日より三箇年以内に限り有効とする
- (2) 大統領は通商條約交渉に當り外國に對する債權の減額又は棒引に關する取極めをなすことを得

- ず
- (3) 本法による関税改訂に當つては、これに先ち改訂により影響を被るべき産業の聽向會を開くべ

等であつて、これらは何れも原案になかつたもので  
 あるが、議會における審議途上(1)と(2)は下院におい  
 て(3)は上院においてそれぞれ追加修正されたのであ  
 る。尚ほ原案によると本法に従ひ締結せられたる通  
 商條約は效力發生後最大限三箇年後に相手國の満期  
 通牒を俟つて期限満了し、其の後は大箇月の豫告期  
 間を置いて何時にても廢棄の宣言をなし得るものと  
 なることゝなつてゐる。



(四) 輸出入銀行  
の創設

右關税法の改正に伴ひ復興金融會社の財政的援  
 助の下に輸出入銀行を設定し、これによつて貿  
 易業者に低利融資を行ひ以て對外貿易の促進をはかる計  
 畫が樹てられた、而して此のため二箇の輸出入銀行が  
 設立せられた。

(A) ワシントン輸出入銀行の創設

米國の海外貿易助長の目的を以てかねて計畫されて  
 きた貿易金融銀行は愈々ワシントン輸出入銀行として設  
 立さるゝに至つた旨一九三四年二月十二日復興金融會  
 社々長ジョーンズ氏により發表された。  
 右銀行は其の理事として國務省、商務省、農務省、財

務省及び復興金融會社の各代表者を網羅し、頭取には一九三三年十二月特別通商委員會の設置と共に其の委員長に任命されたジヨード・ピック氏が二月二十六日（一九三四年）就任した。

資本金は千百萬弗とし内百萬弗は普通株として公共事業局資金より拂込み、残額千萬弗は優先株として復興金融會社の引受となつてゐる、而して更に資金を必要とする場合には復興金融會社より融通することになつてゐる。

此の銀行の目的は一般外國貿易金融にあるが、ルーズベルト大統領より何等の命令なき限り差當り其の業務は対ソヴェート貿易金融に局限すること、なつてゐる、而して新銀行は取取へずソヴェート聯邦に対し約一億

弗の商賣却を可能ならしめる融資の途を講ぜんとするものである。

然るに此の銀行は、其の後対ソヴェート聯邦債務問題未解決のため何等の仕事も行つてゐないのである。

(B)

對キユーバ輸出入銀行の設立  
一九三四年二月二十六日に至りキユーバとの貿易金融

を目的とする銀行の設立及びソヴェート聯邦以外の諸外國との貿易金融を行はしむるための準備が進捗中なる旨ワシントン輸出入銀行頭取ピック氏により發表された。

超えて三月九日ルーズベルト大統領は對キユーバ輸出入銀行の設立を命令した。  
銀行の頭取はワシントン輸出入銀行頭取ピック氏兼任

することゝなつた。其の資本金は優先株二百五十萬弗、普通株二十五萬弗合計二百七十五萬弗で復興金融會社の引受である。政府は此の銀行を通じてキユーバ手持ちの銀塊を買上げ以てキユーバに対して金融の途をも講ぜんとするものである。次で七月二十日（一九三四年）に至り銀行頭取ピーク氏は本銀行は今後其の業務を擴張しソヴエート聯邦を除く他の總ての諸外國との貿易金融に乗り出すことゝなつた旨發表した。

い  
中小産業直接  
融資法の制定

復興金融會社は聯邦政府の金融的中樞機關であるが、設立されたる當時より餘り撈々しい復興的の寄與はしてゐなかつたのである。といふのは條件が寛大でなく、これが貸出しを受けやうとするならば全國三十二箇所の出張所において手續を行ひ先づ検査官によつて擔保物の確實性を嚴重検査されるのみならず申込者の經濟状態まで調べられ、其の上其の事業の合理化まで要求されるといつた調子であつた。だから一九三三年三月の金融大恐慌に際しても、大した偉力を揮ひ得なかつたのである。而して本會社が事業資金を貸出すに當つても銀行其の他の金融機關を通じて行はれたから、一般の

金融機関は事業貸出しよりも自己救護のため融資を求め  
 るのが急で自然中小商工業者に對する融資は手控へ勝ち  
 とならざるを得なかつた。そこで復興金融會社の融資も  
 金融機関に對する分が主要なるものとなつて事業復興に  
 寄與するところが少ないとの非難を受くるに到つたので  
 ある。殊に上院議員グラス氏の如きは復興金融會社は  
 復興會社ではなく破産會社だ  
 などと悪評を放つた位である。

それにしては大事業家は融資について何かと便宜はある  
 が、一番困つたのは中小商工業者である。そこで此の中  
 小商工業者に直接融資の途を開くの必要が起つたのであ  
 る。

斯かる状態であつたからルーズベルト大統領は三月十九

日(一九三四年)遂に中小産業振興のため約七億弗の資金  
 を有する産業融資銀行(十二行)設立の立法方を両院の銀  
 行委員長スナガール(下院)及びフレッチャマー氏に勧告する  
 に至つたのである。

両院の委員長は右に關する法案をそれぞれ、両院に提出し  
 たことは第十六章に既述の通りであるが今其の法案の要  
 綱を再掲すると

一、各聯邦準備區に十二の地方銀行を設立し産業に對し  
 て直接に或は民間銀行を通じて五箇年期限の融資を行ふ。

二、新設銀行の資本金は一億四千萬弗とし必要に應じて  
 右資本金の五倍に相當する額まで社債を發行する権  
 限を附與さる。

といふのであつた。然るに上院銀行委員會は審議の結果



新銀行設立案を捨て上院議員ガータ・グラス氏の個人企業に対する準銀の直接融資法案を代案として採用することになった。其の代案は

一、各聯邦準備銀行（十二行）は例外的の事情の下においては五箇年を期限として其の餘剰資金中より産業に對し直接的融資をなし得る権限を附與せらる

二、各聯邦準備銀行は又民間銀行が二割の危険負擔に應ずる場合においては民間銀行を通じて産業融資を行ふことを得る

といふに在つて此のグラス代案によるときは八億弗餘の資金が融資せられ得る見込であるといはれた。

次で上院銀行委員會は五月七日（一九三四年）復興金融會社々長ジョーンス氏の提案に係る

二千五百萬弗を限度とし政府金融基金中より個人企業に對し直接融資をなす権限を復興金融會社に附與するといふ法案を前記グラス代案の補助法として可決した。斯くて上院は五月十四日個人企業に對する準銀の融資法案を可決し下院に回付した。此の時に於ける上院の融資限度は五億三千萬弗であつた。下院においては五月二十三日一七八對六票といふ壓倒的多数を以て

一、復興金融會社並に聯邦準備銀行を通じて個人企業に貸付けをなす

二、融資限度は四億四千萬弗とする

といふやうに上院可決案を修正した。然るに議會の休會は目前に迫つてゐたので上下両院は両

院協議會を伺いて六月十六日結局復興金融會社並に聯邦準備銀行を通じ五箇年間に五億八千萬円の産業融資をなすといふことに決定したのである。

(二) 再融資債券の元金保證

ルーズベルト大統領は一九三四年一月三十一日農業再融資債券保證法同年四月二十八日住宅所有者融資會社債券保證法を制定した。これはいづれも一九三三年三月に召集したる第七十三回非常特別議會において制定したる農地担保買債者並に小住宅所有者に再融資するため各二十億円の債券發行を計畫し之が利拂を政府保證としたるも、元金の政府保證なきため種々支障を

生じ整理捗々しからざるにより遂に政府は元金をも支拂保證をなすこと、なつたのである。これに此の債券は政府の公債と同様のものとなつてゐる。

(A) 農業再融資債券保證法

本法は一九三四年一月十日ルーズベルト大統領が教書をして以て立法を議會に勧告し同月二十五日上院を翌二十六日下院を通過して同月三十一日ルーズベルト大統領の署名したものである。本法は一九三三年五月十二日制定の農業救済法中の一九三三年緊急農地抵當法により農地担保買債再融資のため發行する利子拂政府保證付の二十億円の債券に對

し更に政府において元金支拂の保證をなすものである。元来此の債券は聯邦土地銀行をして發行せしむる筈であつたが、債券の利子支拂のみ政府が保證して其の元金支拂に對する保證なきため其の發行が困難であつたので一九三四年一月三十一日聯邦農地抵當會社を設け、政府が其の元金支拂の保證をなすことゝなつたのである。

(B) 住宅所有者融資會社債券保證法

本法は一九三四年三月一日ルーズベルト大統領が教書をして立法を議會に勸告し、四月十八日上院を同月二十五日下院を通過して、同月二十八日ルーズベルト大統領の署名したものである。本法は一九三三年六月十六日制定の一九三三年住宅所

有者貸付法により住宅所有者貸付會社を設け小住宅所有者に再融資のため發行する利子拂政府保證付の二十億弗の債券に對し更に政府において元金支拂の保證をなすものである。其の改正理由はこれも亦當初元金支拂の保證なきため、債券の發行困難にして、住宅抵當債務の整理進捗せざりしによるものである。

六

通貨膨脹の限度

ルーズベルト大統領政府下における信用擴張政策等により通貨膨脹の限度を概観するに約

一九五七五〇〇千弗

に達してゐる。其の内訳は左の如くである。

一、農村救済法

(1) 農地担保負債再融資のための

に発行し得る債券 二、〇〇〇、〇〇〇 千円

(2) 聯邦準備銀行の財務證券

及び國債買入の限度 三、〇〇〇、〇〇〇

(3) 大統領が必要を認めたるとき財

務長官をして発行せしむる合衆國

紙幣の限度 三、〇〇〇、〇〇〇

(4) 外國政府の債務辦済を銀を以

て受取り得る額 二、〇〇〇、〇〇〇

小計 八、二〇〇、〇〇〇

二、國家産業復興法

公共工事並建設計畫のため國

庫資金中より支出し得る額 三、三〇〇、〇〇〇

三、住宅所有者貸付法

住宅所有者貸付會社が発行し得

る債券 二、〇〇〇、〇〇〇

四、復興金融會社の融資限度

最高限度五十四億二千五百萬円より

一九三三年三月二十一日の業務締切の日

における未償還十六億七千六百萬円

を差引たる残額 (約) 三七五、〇〇〇

五、一九三三年銀行法

銀行預金保險會社資本 一四五〇、〇〇〇

右會社々債發行限度

小計

六、旱害救済法

旱害救済による支出

合計

一、三五〇、〇〇〇 千円

一、八〇〇、〇〇〇

五二五、〇〇〇

一九、五七五、〇〇〇

七

旱害救済法  
制定

次に旱害救済法の制定によつて五億円の新支出が計畫された。これは金融政策としてではないのであるけれども自然金融に重大な関係があるから便宜此處に掲げやう。

一九三四年四月以来アメリカ中西部を襲つた四十年来といはれる大旱魃は其の後少しも衰へず、却つて東方及び

南方に向つて擴大の勢をすら示した、而して其の損害は五十億円に上るといはれた。此のためルーズベルト大統領は六月九日議會に對し總額

五二五、〇〇〇 千円

に上る旱魃地救済法案を提出した、而して六月十六日其の通過を見るに至つたのである。其の費途の内訳は左の如くである。

- 一、旱魃地救済特別事業費並に人民救済費 一二五、〇〇〇 千円

- 二、被害地家畜買上費 七五、〇〇〇

- 三、買上家畜の輸送及び配給費 一〇〇、〇〇〇

- 四、緊急食糧費に充つべき農村貸付金 一〇〇、〇〇〇

- 五、被害近接地帯農村の緊急収用費

並に被害地農家の移轉費補助 五〇、〇〇〇

六、旱魃地帯市町村青年使用のため 五〇、〇〇〇

の飯場経営費 五〇、〇〇〇

七、明年度作物種子購入費並に農村への種子貸付費 二五、〇〇〇

合計 五二五、〇〇〇

其の責念。内閣口云。改入である。

其の責念。内閣口云。改入である。旱魃地帯市町村青年使用のため。飯場経営費。明年度作物種子購入費並に農村への種子貸付費。合計。五二五、〇〇〇。

第三十三章 銀行國家管理又は國營の必然的運命

銀行國家管理  
又は國營への途

一  
當初ルーズベルト大統領が米國の「復興」を企  
圖して經濟大統制を企圖しながら金融統制の實  
行を等閑に付してゐたのは違算である。現代は統制經濟の  
時代である。然るに經濟の心臓たる金融を自由に放任し  
て効果を收め得べき筈がない銀行の國家管理又は國營は  
現代の經濟事情に對して必然的運命に置かれて居るので  
ある。

銀行國家管理又は國營への途

其の第一歩

先づ其の第一歩と見るべきは銀行優先株の買収である。其の當初の目的は銀行に對する融資であるが、之によつて合衆國政府は復興金融會社を通じて該銀行を指導し得る訣である。此の指導にして効力がなければ次で起る問題は銀行の國家管理であり、國營である。

二

中央銀行設立についての輿論

次に輿論を見るに、一部に其の機運の起りつゝ、あるを見るのである。

三

州立銀行を廢し聯邦政府の統制下におくの説

米國における銀行制度の改革の一端として現在の州立銀行制度を撤廢して全國の銀行業を悉く聯邦政府の統制下に置くべしとの説が一九三三年三月二十九日聯邦準備局の首席顧問の意見として公表された。

準銀を廢し聯邦政府の直轄下に中央銀行設立するの説

一九三四年一月十二日ニューヨーク州商業會議所執行委員で米國財界の巨頭たるフランク・ヴアンダーリツプ氏は聯邦準備銀行を廢して政府直轄の中央銀行を設立すべしといふが如き、明かに現在の銀行制度の改革にして目的は通貨政策の徹底に在りとはいへ結局それは銀行の國家管理への途がひらかれんと



するものである。

次で此の説が最近(一九三四年九月十八日)に到つてまた一頭はれた。それは銀行團の政府政策に對する反感は益々露骨で復興政策に莫大なる資金が必要なるにも拘はらず政府の支出膨脹に不安を感じ手持公債を賣りに出る傾向が強化して居り、政策遂行を決意せる政府は銀行及び信用政策に統制を実施するかさなくば銀行團のために政府の復興政策が崩壊するかの岐路に立つて居るのである。そこで

聯邦準備銀行の代りに單一中央銀行を設け、國有として金融統制権を國家に把握せしめやうといふ案である。此の案は未る十一月上院の銀行委員会の分科委員会において審議する等政府部内にも共鳴者が多いといはれてゐる。

又下院の領袖連も中央銀行設立に關しルーズヴェルト大統領が該案を支持しないならば反政府運動を惹起する可能性があると極言して警告してゐると傳へられてゐる。これ等に対して銀行團は結束を固くして反対するのは不可避の勢と見られてゐる。要するに此の秋の總選舉における題目の一となるであらう。

經濟安定方法としての銀行國有説

四  
終りに参考として一九三三年五月二十世紀資  
金協會の發表に係るエヴァンス・ク「亞米利加にお  
ける國內債務」における經濟安定の方法として結局銀行

國有に到らざるを得ざるの説を左に掲げて置かう。

結済安定の方法としては、一般的手段として、少くとも次の二つのことを是正せねばならぬ

一、貨幣数量（商業銀行預金を含む）と、社會の貨幣に對する実需の關係の不均衡

二、貯蓄、保證の發行及び資本財の間の不均衡

而して此の目的を達するためには、通貨統制と新資本創造の統制とを行はねばならぬ

通貨統制

現在アメリカでは通貨の大部分が銀行預金であつて、此の間から各産業に放出されるが、銀行は資金の放出に當

つて、社會実需に應ずるより寧ろ銀行の都合を本位とする。それで經濟安定のためには、銀行制度を改造して聯邦政府の如き中央政府の統制下に置くのがよい。其の方法としては

第一 各銀行を聯邦準備銀行の會員に加盟せしめ、準備局當局をして利率、金融政策等を統制し、更に組合銀行の貸付の性質や数量にも干渉せしめる。

第二 然し之れでも處期の目的が達せられなければ、全國銀行を聯邦政府に取り上げるほかない。之を正當化する理由としては

銀行は國內多量の通貨の供給者であるから、といふのである。現行銀行法は、明白に銀行は公共の利益に關係する

ことを認めらるゝ。それで廣義において法  
律的意味ではないが——公益事業である。若し私  
人の手で公益を保ち難ければ、其の國有もむを  
得まい

資本創造の統制

貯蓄と資本創造の間の不均整の調整のためには之に因す  
る明確なる報道を得る必要がある。其のためには準銀加  
盟銀行をして、準銀に對し

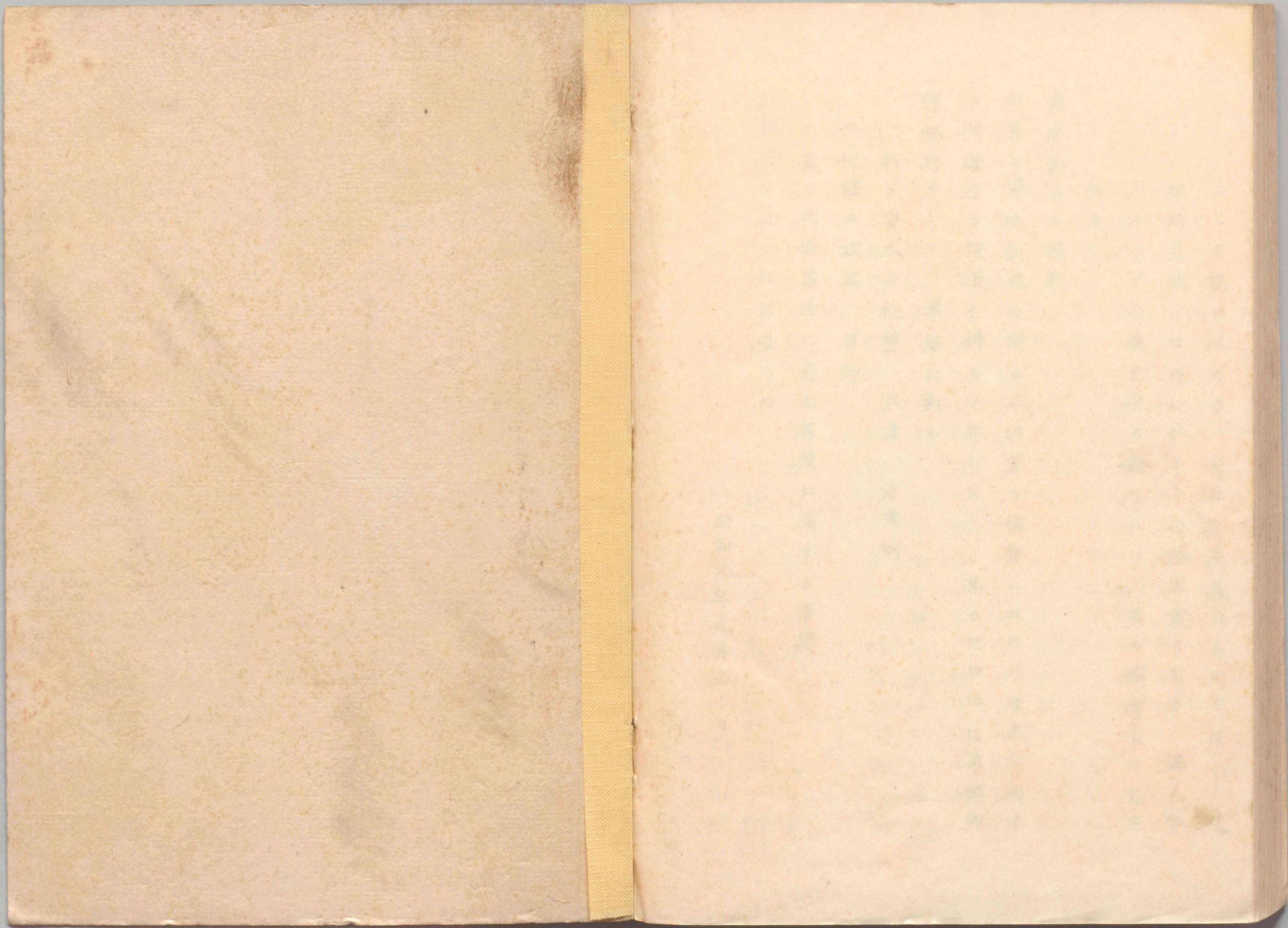
一、新生資本の性質、数量、産業別

二、保證の放出、目的

三、其の他貯蓄並に資本蓄積に関する事項

の報告をさせねばならぬ

(昭和九年九月三十日)



群馬県立図書館



0706662-4